

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録（5）			
日 時	平成28年10月11日（火）	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 5時34分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	林下委員長、秋元副委員長、中村（岩雄）・酒井（隆裕）・斉藤・鈴木・濱本・面野・小貫各委員		
説明員	市長、教育長、菊池・前田両監査委員、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、産業港湾部参事、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村岩雄委員、斉藤委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

千葉委員が斉藤委員に、高橋龍委員が面野委員に、高野委員が小貫委員に、中村吉宏委員が濱本委員にそれぞれ交代しております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、民進党、自民党、公明党、共産党、新風小樽の順といたします。

民進党。

○面野委員

◎参与について

それでは、前回の高橋龍委員から予告どおりバトンを受けとりまして、参与について質問をさせていただきます。

まず、私たち民進党の見解ですが、参与の任用手続、目的、報酬額などには多くの不適切な点があり、市長の見解、答弁、そして示された資料などを通して、到底これは私たちは理解できるものではないというふうに、今、結論づけております。

任用については、この間の議論でも示されましたが、高等裁判所判決などの例示を踏まえ、任用自体が違法だと言ってきました。昨年の第3回定例会の補正予算案は、参与報酬額が修正された修正案が可決され、また参与の報酬を定める条例案は否決され、これによって議会意思が明らかになったと思います。参与の任用が違法だから、予算の支出が否定され、修正されるのは、これは当然の出来事だと思います。

もう一つ、参与の報酬を定めた条例案を否決されたのはなぜか、考えたでしょうか。これは、市長、理事者が必要だと考え、無理やりな解釈や報酬を定めたものを強行しようという提案を、議会は明確な意思を持って否決したのだと、私は考えます。参与に関する予算執行は、はっきり言うと、非常に悪質性が高く、不適切であり、到底認められるものではないという見解に至っております。

そこで質問ですが、市長は自身の意向を実行する際に、法令の範囲であり、法令の解釈でクリアできるのであれば、議会意思や市民感情を無視した事業や人事を執行するのでしょうか。

○（総務）秘書課長

ただいま参与の任用については、これから冬を迎え、時期的にもアドバイスをもらう必要がある時期であり、重要な公約の一つである除雪対策を一刻も早く手を打ちたいと、そういった一心から、早期に適任者を任用したというのが理由でございます。

決して議会議論を無視したわけではなく、議会意思や市民感情に十分にしんしゃくした中でも、任用を継続するに至ったということでございます。

○面野委員

スピードというか早さを重視して、議会意思や市民感情を無視するというのは、そこは違うのかなというふうに思いますが、いつもどおりの御答弁であるのは間違いないというのが、今の見解です。

次に、議会議論を考慮して3月末で任用を解いたのであれば、初めから議会の意思を確認して、条例案や補正予算を上程することが先だったのではないかと思います。

また、議会議論の末に考えを改めたのであれば、昨年の第3回定例会の補正予算の修正と条例案否決直後に、何

らかの措置を行い、その姿勢を見せるべきではなかったのかと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○（総務）秘書課長

昨年の市長就任後に、重要施策などのヒアリングを重ねる中で、市長の公約の実現のためには、早期に政策アドバイザーの必要性を感じ、そのアドバイザーの任用に踏み切ったものであります。6 月には任用したいと考えたため、条例案や補正予算の上程では間に合わないとの考えでございました。

昨年の第 3 回定例会において、補正予算と条例改正案を提出させていただきましたが、新たな特別職の参与に切りかえることができなかつたため、嘱託員としての参与のあり方や新たな参与制度などを検討してまいりましたが、最終結論を出すことができず、3 月 31 日の任用期間の満了を迎えたものでございます。

○面野委員

結果的に、強行してやってみただけでもだめだったみたいな、何かそういう行政執行というのは、私は非常に不適切だと思います。

また第 3 回定例会では、今回、5 会派 23 名の議員が賛成して、森井市長に対する問責決議案が可決されました。この決議については、市長は重く受けとめて考える必要があると私は思います。これからの行政運営、行政執行、市長が行う公務全般について、しっかりと役割と責任を果たしていただきたいと強く要望して、これ以上、参与の質問をしても前に進めないのので、質問を変えます。

◎産業港湾部の事業について

次に、産業港湾部の事業について、事務執行状況の中から何点かお伺いしたいと思います。

初めに、鯨御殿について、直近 3 カ年の利用者数についてお示してください。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

ただいま御質問のありました直近 3 カ年の利用者人数について、お答えいたします。

平成 25 年度が 2 万 3,557 人、26 年度が 2 万 1,125 人、27 年度が 2 万 365 人となっております。

○面野委員

それでは次に、区分ごとの入館料についてお答えください。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

入館料につきましては、大人 300 円、高校生及び市内に住所を有する 70 歳以上が 150 円、中学生以下は無料となっております。

○面野委員

それでは、事務執行状況の事業内容に、指定管理者制度による見学者受付ほか管理運営と記載されておりますが、指定管理者への直近 3 カ年の委託料と入館料のトータルについてお答えください。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

まず、指定管理者の直近 3 カ年の委託料については、平成 25 年度が 518 万 8,000 円、26 年度が 579 万 6,000 円、27 年度が 542 万 7,000 円。また、入館料については、25 年度が 637 万 3,530 円、26 年度が 583 万 1,010 円、27 年度が 572 万 7,780 円となっております。

○面野委員

かなりぎりぎりになってきましたね。ちなみに平成 26 年度の委託料の 579 万円というのは少し高いですが、何かあったのですか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

平成 26 年度の 579 万 6,000 円の委託料についてですが、大変申しわけございません、今、手元に資料がないので、後ほど資料をお持ちいたしたいと思います。

○面野委員

今、委託料と入館料についてお聞きしましたが、近年、入場者数が減少傾向にあり、このまま減少が続いていくと、入館料より委託料が上回って、財政負担が増加するのではないかと考えられますが、その中で、入館者数が減少している主な要因は何だと分析していますか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

ただいま御質問のありました減少要因については、市内に魅力的な観光スポットがふえたことも要因と考えておりますが、鯨御殿のPR不足も主な要因の一つではないかと考えております。

○面野委員

それでは、要因が分析されているということなので、今後、入館者数の減少を食いとめるための対策などを検討しているのであれば、お答えください。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

入場者の減少を食いとめる対策についてであります。見せ方の工夫やストーリー化など、魅力づくりが必要と考えております。

また、外国人観光客対応の強化のため、パンフレットの英語化にも取り組んでまいりましたが、一層PR強化を図ってまいりたいものと考えており、指定管理者である小樽水族館公社と連携しながら、効果的なPRについて協議を行っているところであります。

具体的な案といたしましては、水族館に訪れた来場者を誘導するために、バス停や通路への看板設置や水族館のイベント時やさまざまな広告媒体を活用して、来場者の増加に向けて努めてまいりたいと考えております。

また、ニシン漁の歴史も学べる施設でありますので、教育旅行の誘致の際にもPRを行ってまいりたいと考えております。

○面野委員

私も、昨年、経済常任委員会で視察させていただきましたが、なかなか歴史的な建物とその中身については、驚かされた記憶があります。

今、観光入込客数は市内では右肩上がり、外国人の宿泊者数も大幅に増加しているということ聞いています。ただ、その一方で、石原裕次郎記念館が来年閉館ですとか、あとは40年営業してきた海猫屋が閉店するなど、少しずつこの小樽のまちも変わってきているのかなと今感じているところです。

しかし、やはり大切なのは、観光客のニーズをしっかりと分析して、行政ができる限り市内の観光の底上げのお手伝いができればいいのかなと思いますので、これからもしっかりと頑張っていただきたいと思います。

◎雇用対策について

次に、雇用対策について、お聞きします。

まず、平成27年度に小樽市が実施した主な雇用対策についてお答えください。

○（産業港湾）商業労政課長

平成27年度に小樽市が実施しました主な雇用対策につきましては、新規採用の取り組みですとか、採用後の雇用、こういったことの維持、また離職者への対応、高齢者への対応などが挙げられると思います。

具体的に、新規採用の取り組み、採用後の雇用の維持につきましては、高校生就職スキルアップ支援事業ですとか、労働者地元定着事業などを実施してございます。また、離職者への対応としましては、主に女性・若年者等の地元定着を目指した人材育成事業といったものを実施してございます。また、高齢者への対応につきましては、小樽市シルバー人材センターに対する補助を実施することによって支援すると、そういった取り組みをしてございます。

○面野委員

それでは、その中から、新規採用の取り組み及び採用後の雇用の維持として、高校生就職スキルアップ支援事業及び労働者地元定着事業について、これに関しての事業内容と平成 27 年度決算の執行額、また、その事業効果をお知らせください。

○（産業港湾）商業労政課長

まず、高校生就職スキルアップ支援事業につきましては、事業の目的としましては、高校生の就職に向けた実践力を早い段階から向上させ、就職戦線をしっかり勝ち抜いていただき、正規雇用につなげる。そういったことのために、セミナーですとか実際に企業の見学会ですとか、そういったことを実施する。実際にその具体的な事業内容としましては、就職活動に知見のある講師などを呼びまして、ビジネスマナーの基礎知識を講義したりですとか、市内の企業を見学したりですとか、専門のキャリアコンサルタントによる個別面談、そういったことを実施してございます。平成 27 年度の決算につきましては、185 万円を執行してございます。

また、労働者地元定着事業につきましては、新規学卒者の過半数が市外に就職しているという、これが本市の人口減少の要因の一つとされておりますので、若年者の労働者の定着というのが重要と考えてございます。また、新規学卒者の早期離職の増加も大きな課題と考えてございますので、学校ですとか就職希望者に対して、進路、就職に対しての知識を高めていただき、地元産業への理解、認識を深めていただくと、そういったことで、雇用の場の確保を図ると、そういったことを目的として実施してございます。事業内容としましては、事業主から事業のお話を説明していただくような企業説明会、あと労働条件等の実態を調査するような労働実態調査というのを実施してございます。27 年度の決算につきましては、17 万 9,051 円ということで執行してございます。

これらの事業を実施することによる効果ですけれども、最初に説明申し上げました高校生就職スキルアップ支援事業につきましては、市内の高校生の大体 180 名ほどが登録してございまして、そういった生徒の就職活動のスキルアップを支援させていただいたと、そのように考えてございます。28 年 3 月卒業の高校生というのは、市内の高校で大体 1,200 名程度おりまして、そのうち就職希望者数というのが大体 330 名ほどおりますが、就職率は 98.2%、また、その市内の事業者への内定率というのが 46.8%という結果になってございまして、これらの事業を通じて、一定程度、就職に結びついていると、そのように考えております。

○面野委員

次に、若年者の離職への対応として、女性・若年者等の地元定着を目指した人材育成事業についての事業内容、また、平成 27 年度の決算額と事業の効果をお知らせください。

○（産業港湾）商業労政課長

女性・若年者等の地元定着を目指した人材育成事業につきましては、これは市内の株式会社ホープ・ワンに委託をして実施してございまして、実際にその会社で研修生を雇い入れると、そういった形で実施している事業でございます。

実際に雇い入れまして、まず座学の研修と実際の実務実習、こういった大きな二つの研修内容で実施しております。座学研修につきましては、パソコンの研修ですとか、簡単な語学研修ですとか、あとは販売関係の基礎知識を身につける、そういった研修、講義を受ける、そういった内容になってございます。また、実際の実務実習につきましては、主に市内の観光関連企業ですとか、物販関連企業に実務実習に行くと、そういった内容になってございます。

平成 27 年度の決算につきましては、2,601 万 2,915 円ということになってございまして、事業効果につきましては、実際この研修でその委託先が雇用した人数というのは、延べで 14 名いるのですけれども、そのうち 13 名が市内の企業に就職すると、そういったことに結びついておりますので、一定の効果があつたものと、そのように考えております。

○面野委員

次に、私は大切なことだと思うのですが、高齢者の対応として、シルバー人材センター事業費補助金ということなのですが、シルバー人材センターの活動内容について、お答えください。

○（産業港湾）商業労政課長

シルバー人材センターの活動内容につきましては、これは高年齢者雇用安定法に基づいて、ある程度事業が決まっておりますけれども、大きくは受託の事業と平成 27 年 1 月からは派遣事業と、この大きな二つのタイプの事業をシルバー人材センターで実施してございまして、受託事業につきましては、屋内外の清掃ですとか除草ですとか除雪、そういった比較的軽易で臨時的な作業をシルバー人材センターが受託して、登録している会員にその業務を紹介すると、そういったことを実施してございます。

また、27 年 1 月から始まりました派遣事業につきましては、元々の受託、そういったことで整理ができない業務につきまして、新しく派遣という形で登録会員を派遣すると、そういったことで事業を実施してございまして、実際の受託事業の件数につきましては、27 年度は 4,075 件ほど受託しております。また、派遣事業につきましては、これはまだ始まったばかりで少ないのですが、3 件ほど派遣の事業を実施していると、そういったことになってございます。

○面野委員

やはりこの雇用対策というのは、今、人口減少が問題とされている中で、今後、かなり重要なウエートを占めている対策だと、私は感じているところです。

労働力の低下というのが人口減少に伴う問題の一つと危惧されていますが、やはり早い段階からこのような対策を実行していただいて、若い方はもちろんなのですが、高齢者ももっと社会進出して、社会に出て、接することによって、今、少し注目を浴びている健康寿命が延びて、これも一つの人口減少の食い止めということになるので、今聞いていたところだと、まずまず安定した雇用の創出が少し見込めたのではないかなということなのですが、何かもう少し思い切った対策を今後は考えていただいて、もっと小樽の人口減少を食い止めるような、そんなおもしろい対策を今後は考えていただきたいと思います。

◎農業関係組合について

次に、農業関係組合について、数点質問していきます。

まず、生産組合というのが、昨年度は 4 組合あって、73 名所属しているということだったのですが、ことしの事務執行状況を見ますと、1 組合になり、人数が 35 名ということなのですが、まずはこの生産組合とはどのような事業者の組合なのか、お答えいただきたいと思います。

○（産業港湾）農政課長

生産組合についてでございますが、農業者の皆さんが組織するもので、例えばトマトですとかミニトマト、蔬菜というのはキュウリとかジャガイモとかカボチャ、キャベツをいうのですが、その組合、それとかイチゴ、こういったものを生産して販売する上で、生産技術の向上、それから経営の発展に寄与するものということで組織してございまして、主に共同出荷することによりまして、品質の安定と信用が高まるということで、そういったことで組織するものでございます。

○面野委員

次に、数値的な変化なのですが、4 組合から 1 組合になり、73 名から 35 名となると、かなり縮小したような印象を受けるのですが、この要因というのはどんなところにあるのですか。

○（産業港湾）農政課長

実は、ことしの 2 月 2 日に、新おたる農業協同組合の、それぞれ今まで、トマト共選組合、これはトマトですね、それからミニトマトの共選組合、蔬菜の共選組合、イチゴ共選組合という四つの組合がございましたが、2 月にま

とまりまして、小樽地区農業生産組合と改組しまして、そういったことで、今までの組合につきました部会に位置づけをしております、それぞれ農家の方ですから、トマトをつくったりイチゴをつくったりして重複していて、延べ人数でカウントしていたものを、一つの組合になりましたので、実質的な戸数ということで、このように少し見えた目減ったように見えますが、規模的なものは昨年とは余り変わっておりません。

ただ、5年前、10年前から比べますと、やはり農業者の数が減っておりますので、そういったことで、その辺は危惧はしております。

○面野委員

農業者がさまざまな要因で減少しているということは、私も耳にしているのですが、今後の展開については、農政課では、どのように感じておりますか。

○（産業港湾）農政課長

小樽の農業は、傾斜地が多いということで、耕作面積が小さい小規模な営農になっております。最近、就農者の高齢化や後継者不足から、ますます農家人口が減少しているのは、皆さんも御承知のとおりだと思います。

今後、野菜を中心に多種多様な経営形態ということで、都市型近郊農業ということで、小樽ではハウス栽培が行われ、最近、特に行われてきておりますので、そういった農業環境の変化に対しまして、市としましては、施設栽培促進事業や経営改善事業などを通じまして、現状維持に努めていきたいと考えております。

○面野委員

北海道内の自治体では、結構、助成金補助などで、若手の農業者の獲得に力を入れているという自治体もあると聞いております。小樽市も、現状維持とは言わずに、さらに農業者が、若手の農業者が増加できるように、これからも検討していただきたいと思っております。

◎漁業等設備関係について

次に、漁業等設備関係についてですが、こちらの表を見ると、祝津、塩谷、忍路漁港の3拠点が示されているのですが、市内のほかの漁港の利用状況を記載されていないのは、なぜなのでしょう。

○（産業港湾）水産課長

小樽市域において、漁港漁場整備法に基づく第1種漁港ということで、北海道が管理している漁港、祝津、塩谷、忍路の3漁港がありまして、この3漁港については、毎年、利用届や使用届が提出されて、漁船の利用状況等を把握しているため載せているものであります。

○面野委員

その中身なのですが、祝津漁港利用の漁船が平成25年度は29隻、26年度は31隻、2隻増ということです。もう一つ、その他の船舶が、65隻から20隻増の85隻と記載されているのですが、この増加の船舶の内訳というのは、どのような船舶なのでしょう。

○（産業港湾）水産課長

増加している船舶の内訳ですが、種類でいいますと、ディンギーヨットといわれる、無動力、風のみを動力としているヨットがありまして、その許可をしております。使用団体としましては、小樽セーリング協会に14隻、室蘭工業大学に5隻、北見工業大学の1隻の計20隻ということになっております。

○面野委員

安心しました。観光船事業かと思って質問したのですが。

それでは、この急な増加に伴う航路などその他の問題なんていうのは、実際、発生している、押さえている部分というのはあるのでしょうか。

○（産業港湾）水産課長

祝津漁港について、祝津漁港は本港と副港ということで分かれてございまして、本港は漁業者が使う漁船が使用

しておりました、副港に今、増加分を含めましたディンギーヨットが使用しているということで、すみ分けがはっきりされているので、今のところは問題ないという形になっております。

○面野委員

ちなみに、この 20 隻がふえたことによって、使用料など収入なんかというのは発生してくるものなのでしょうか。

○（産業港湾）水産課長

使用料については、漁港の管理は北海道が行っておりますので、収入は北海道の収入ということになっております。増加した船舶の使用料については、室蘭工業大学と北見工業大学の 6 隻については、北海道漁港管理条例に基づいて、減免となっております。小樽セーリング協会の 14 隻分について、使用料が発生しているという状況であります。

○面野委員

高島地域では、今問題になっていることなのですが、祝津漁港においてでも、もし今後何か問題が起きるようであれば、素早い対応をお願いしたいと思います。

◎奨学資金基金について

それでは次に、奨学資金基金について、何点か御質問させていただきます。

まず、小樽市資金基金条例の中に、資金基金は 33 件あり、現在高は 17 億円余りあるようですが、その管理の方法についてお答えください。

○（財政）契約管財課長

資金基金の管理についてですけれども、小樽市資金基金条例第 2 条第 1 項では、「金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」となっておりまして、現状では、市内に店舗がある銀行に定期預金、それと、一般会計の長期貸付金として、会計管理者口座に預金して管理しているところであります。

○面野委員

それでは、奨学資金基金について、これはいつごろから始まった事業で、今年度は 350 万円事業執行したようですが、この事業内容についてお知らせください。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

奨学資金基金の開始時期につきましてですが、こちらについては、昭和 27 年、株式会社丸井今井から 50 万円の寄附をいただきまして、これを原資にしまして、翌 28 年度から事業を始めたものでございます。

それから、この事業の内容につきましては、市内在住の高校生を対象にいたしまして、1 人年間 5 万円を返還義務なしの給付型支給によって支給しております。こちらにつきましては、毎年、基金の残高の状況を見ながら予算額等算定しまして、平成 27 年度におきましては 350 万円ですが、前年度からの継続支給者を合わせた 70 名に支給しているところでございます。

○面野委員

昨年度の申し込みが 77 名で、採用が 28 名ということだったのですが、やはり申し込み者数がかかなり多い割に、なかなか採用されない方も多いというような見方に見えますので、今後、本事業の拡大を視野に入れて、御検討いただきたいと思います。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

理事者の入退出がありますので、少々お待ちください。

（理事者入退室）

自民党に移します。

○濱本委員

◎昨年の除雪について

昨年の除雪について伺います。

共同企業体の編成ですが、昨年は地域総合除雪で、ステーションが今まで 6 だったものが 7 にふえました。それで、そのことについて確認させていただきます。

初めに、参与の業務報告というかそういう中で、6 月 12 日にステーションの見直しを市長と所管部で提案していると、それから 7 月 21 日、31 日に増設を、市長、所管部へ提案しているというふうに、この前の議会の資料というか、求めたものの中にあっと思ったのですが、間違いはないですか。

○委員長

どなたがお答えになるのですか。

(「答えられないんだったら、委員長、いいですよ」と呼ぶ者あり)

○濱本委員

昨年の 12 月 16 日に、総務常任委員会で新風小樽が資料要求したアドバイス内容という中に、それがうたわれているのですよね。そして、8 月 19 日に事業者に J V の編成の案内が行って、8 月 28 日に説明会が行われています。それで、第 7 ステーションを最終的に受注したのは、かさまる土建、司工業、嶋崎産業、この 3 社の J V です。

まず、かさまる土建、司工業、嶋崎産業の土木のランクを、わかればお答えいただきたいのですけれども。

○建設部安田次長

済みません。回答がおります。申しわけございません。

かさまる土建の件ですけれども土木の A 2、それで嶋崎産業が土木の D、司工業が土木の C となっております。

○濱本委員

それは、昨年のたしか 4 月か何かに改定になっていますが、その前の年はどうなっていますか、3 社は。

○建設部安田次長

現在の登録内容しか、現在は押さえておりません。申しわけございません。

○濱本委員

かさまる土建の A 2 は、2016 年の土木のランクですよ。その前の年は、かさまる土建は B ランクです。司工業は D ランク、嶋崎産業はそのまま D です。ですから、昨年のたしか 4 月に改定があって、かさまる土建は B から A 2、司工業は D から C、嶋崎産業は D のままという、そういう状況です。確認できないでしょうけれども、そういう状況です。

それで、小樽市の除雪の J V の編成要綱の中で、平成 26 年度の編成要綱で、代表者、いわゆる J V の代表者の要件があったかと思うのですが、26 年度の要件をお答えください。

○（建設）庶務課長

平成 26 年度の共同企業体除雪業務代表者要件ですが、三つございまして、一つは、道路交通、除雪事業について広範な知識情報、豊富な工事経験及び業務実績を有すると認められる業務主任の要件を満たす技術者が 2 名以上であること。二つ目が、本市の発注の共同企業体除雪業務の履行実績があること。三つ目が、小樽市指名競争入札参加資格者名簿において工事種別「土木」又は「舗装」で登録され、かつ「土木」A 1、A 2 ランクもしくは「舗装」の総合評定 1,100 点以上の者。これら全てに該当するものとなっております。

○濱本委員

ということは、かさまる土建は昨年で B から A 2 になったので、代表者要件の一つに該当するようになったという理解でいいですか。

○（建設）庶務課長

平成 27 年度の道路除雪の登録でランクに該当しますので、27 年度の要領で代表者要件にはある、そのランクについてはあるという形になります。

○濱本委員

平成 27 年度で、1 回、2 回、3 回、結局 4 回、提出要領が変わったわけですが、最終的な入札の要綱の中で代表者の要件が変更になった点があればお答えいただきたいのですが。

○（建設）庶務課長

最後と最初とで比較しますと、代表者要件は除雪業務の履行実績のところ、最後が、国または地方公共団体が発注するものの履行実績ということで、変更になってございます。

○濱本委員

変更前のものと変更後のものと言ってもらわないとわからない。変更前も言ってもらいたい。

○（建設）庶務課長

変更前につきましては、本市発注の共同企業体除雪業務の履行実績があることとなってございます。

○濱本委員

そういう意味では、要件が緩和されたわけですね。

そして、そこはまず一つ置いておいて、（1）道路交通、除雪事業について広範な知識情報を云々という技術者が 2 名以上であること、これを具体的に説明してもらえますか。

○（建設）庶務課長

業務主任等要件というのが別にございまして、その中で業務主任につきましては、資格としましては、1 級土木施工管理技士であること、それから 2 級土木施工管理技士であり、共同企業体除雪業務の執行管理を 3 年以上経験している者、三つ目が 2 級土木施工管理技士であり公共工事（土木舗装）で施工管理 10 年以上の実績がある者、このいずれかに該当する者が、業務主任の資格と定義づけてございます。

○濱本委員

業務主任の要件、前段の部分があるわけですね。前段の部分で考えていくと、業務主任の要件としての①②③とあるのは、これは優先順位で①②③と書いているのですか。

○（建設）庶務課長

これは、項目としては、いずれかという形になってございますので、優先順位は特に決めてはございません。

○濱本委員

その前段の部分と経験則、要はこれは業務主任、現場代人ですね、現場代人のトップの人の話ですね。

ちなみに、かさまる土建の、代表者ですから現場代人が出ているはずですけども、この要件のどれにはまっていたのでしょうか。

（「わからなかったら調べればいいでしょう」と呼ぶ者あり）

○建設部安田次長

詳細な資料についてはございませんけれども、私の記憶では、1 級土木施工管理技士の①に該当するという形で記憶しております。

○濱本委員

地域総合除雪のステーションをいわゆる担う JV で、かさまる土建は、私は、一番大事なのは、施工管理技士云々よりも、②共同企業体除雪業務の執行管理を 3 年以上経験している者、これがやはり市長の言うきめ細やかな除雪をするためには一番大事な要件ではないかと思うのですけれども、かさまる土建にはこの②の要件にはまる人はいないのでですね。

○建設部安田次長

現在のところ、確認するものはございません。

(「どういう意味なのですか。確認。ちょっと委員長」と呼ぶ者あり)

○濱本委員

確認するものがないというのは、どういう意味ですか。資料がないということですか。

○建設部安田次長

申しわけございません。現在、資料を持ち合わせてございません。

(「今、持ち合わせていない」と呼ぶ者あり)

○濱本委員

私が言いたいのは、先ほど申し上げたように、6月12日に除雪のステーションの編成というか、見直しを市長へ参加が申し入れたと、提案している。7月21日、31日に増設について市長に参加が申し入れている。所管部へも入れている。8月15日に案内状送付です。

かさまる土建は、昨年から、少なくともランクで言うと、代表者をできるA2になりましたと。けれども、かさまる土建は、これまで小樽市の総合除雪の共同企業体の一員になった事実は、私はないと思うのですが、その点についてはいかがですか。

○建設部安田次長

昨年の、かさまる土建が、JVに申請したときの経歴書がございますので、内容をお話しさせていただきます。

平成23年度につきましては、北部地域雪山処理、これは雪山処理の作業、それからもう一つ、ロードヒーティング段差解消業務というのを担当しております。24年度につきましても、北部地域雪山処理、それから段差解消業務。25年につきましても、北部地域雪山処理、それから段差解消業務。26年度につきましては、同じ北部地域雪山処理、段差解消業務。26年度ですが、このときに、桜・朝里地域総合除雪業務の下請ということで、経歴書が上がっております。

○濱本委員

下請とかそういうことではないと。この代表者の要件を素直に読み取れば、下請とかではなくて、間違いなく、平成26年度までは、地域総合除雪のステーションの一員でないと、新たな別なところのステーションに参入する代表者になることはできないわけですよ。

現実に、過去10年間ぐらいで、ステーションの代表者がほかのステーションの代表者になった事例はあるのですか。もしくは、あるステーションのJVの一員だったところが、違うステーションの代表者になったという事例があるのですか。

○(建設) 庶務課長

6ステーション体制では、過去10年間では、見受けられません。

○濱本委員

どうも不自然な感じがするわけですよ。参加は、7月20日と31日には増設をもう申し入れているのですよ。そして、参加が勤めていた司工業は第7ステーションの構成員ですよ。その代表者はかさまる土建で、かさまる土建はその年にA2に初めてなった。常識的に要件を考えると、代表者になれないのだけれども、今言ったような、何だかよくわかりませんが、実績があるみたいな話で代表者にしてしまった。非常に違和感を感じます。

やはりこういう違和感を感じるようなJVの編成を認めること自体が、事務執行としては適切ではないと思うのですが、いかがですか。

○建設部安田次長

御指摘の点ですけれども、いわゆるJVの代表者要件について幾つかございます。その中で、照らし合わせたと

ころ、下請ではございますが、除雪に従事したことがある、そして代表者につきましては、業務主任の資格者が 2 人以上いるという項目がございますので、そういうものを照らし合わせて、問題ないということで判断をしたところでございます。

○濱本委員

結局、他のステーションの構成員でもなかった。やったのは下請仕事で。下請仕事ということは、ステーションに現場代人を出していないわけですよ。わからないわけですよ。土木施工管理技士の 1 級を持っていて、除雪をやったことがないかもしれないですよ。

それからいったら、おかしいという違和感しか覚えられないですよ。そんなところを代表者として認めるということ自体に、先ほど言ったように、事務執行に、私はやはり瑕疵があったとまでは言わないまでも、疑念を抱かせる、そういう事務執行があったとしか思いませんが、いかがですか。

○建設部安田次長

今の御指摘の点ですが、この条件につきましては、今、代表者要件につきましては、平成 13 年の当時からこの決まりの中で進んでいるということも、変化はしてございません。

その中で、今、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、除雪の業務につきましては、実際について J V の中には入っておりませんが、除雪の業務を経験している、この作業についての重要視といえましょうか、そういう部分での観点で 1 点、それから技術者につきましては 1 級土木施工管理技士を含めまして、いわゆる除雪の管理、運営のノウハウがあるという部分を含み置いておりますので、総合的に判断して問題ないとしているところでございます。

○濱本委員

確認します。1 級土木施工管理技士、この資格の中に、いわゆる小樽がやっている地域総合除雪、そういう現場代人、除排雪のですよ、そういう項目があるのですか、この資格の中に。

○建設部安田次長

先ほど答弁をさせていただきました工程管理、機械の扱いの部分で、そういう観点での土木の工事と似通った点、1 級土木施工管理技士につきましては、いわゆる技術的な判断と、それから工程管理、安全管理の部分で取得する国家的な資格でございますので、そういう部分で、工程管理の部分としては問題ないと判断しております。

○濱本委員

どこまで行っても、余り話がかみ合いませんけれども、とにかく申し上げたいのは、かさまる土建が代表者になったその要件、そういうものを考えると、どう考えても、この J V の編成を認めたというその事務執行については、大いなる疑念を抱くということで、次の話に行きます。

◎参与について

実は、公明党が資料要求していた内容が、私も資料要求をしようと思っていましたので、それで確認させていただきます。

最初に、この平成 27 年度の事務執行状況説明書、これは小樽市の 1 年間の事務執行に関する説明書ですよ。決算をするための補助資料です。これに参与の一言もないのは、どういうわけですか。

○総務部長

事務執行状況説明書には、それぞれの所管課での事業についての記載がありますけれども、参与につきましては、囑託員ということで任用されておりますので、いわゆる事業ということではございませんので、そういった意味でそれを出して載せているということではございません。

(「採用したのは事業でしょう」と呼ぶ者あり)

○濱本委員

いやいや、それだったら、総務部長、事業でしょう、採用するのも。まして、お金を使って、市長の政策アドバイザーと言っているのですよ。秘書課の管理でしょう。どうして秘書課のところに載っていないのですか。

もう一つ、どうして6ステーションから7ステーションに変更したのに、建設部の除排雪に関する部分に、これこそが事業ですけれども、なぜそれも記載がないのですか。

○総務部長

それでは、私からは、参与の任用の関係でお答えしますが、先ほどお答えしましたとおり、参与は嘱託員ということでの任用でございますので、いわゆる参与を事業ということではございませんので、そういった意味で……

(「事業だろう」と呼ぶ者あり)

事務執行状況には載せていないということでございます。

後段の部分は所管の部からお答えしたいと思います。

(「何を言っているの」と呼ぶ者あり)

○建設部安田次長

除雪のステーションが六つから七つになったことでの表現がないということでの御指摘ですが、今年度につきまして、78ページの御指摘かと思えます。

これにつきましては、毎年この形で数字を出させていただいておりますので、ステーション別ではなく、トータルの数字、小樽市内全部で計上させていただいておりますので、そういう部分の中では、ステーション別というのは出ておりませんので、御理解を願いたいと思います。

(「理解できない」と呼ぶ者あり)

○濱本委員

理解できません。だって、これは平成27年度の事務執行状況でしょう。大きな変更ではないですか、6ステーションから7ステーションになったというのは。特記事項で書かなければだめなのではないですか、常識的には。そんなもの、除雪の路線の距離がどうのこうのとか、そんなことよりもっと大事なことはないのですか、ここに書くべきこととして。違いますか。それまではずっと6ステーションが続いていたから書かなくてもいいかもしれないけれども、昨年に関しては7ステーションにしたのですから、書くべきではないですか。意図的に書かなかったのですか。

○建設部安田次長

除雪のステーションの数のお話ですけれども、最初、総合除雪4ステーションから6ステーションになって、現在7ステーションとなつてございます。そういう部分の中で、その経緯については非常に大事だと、私も思っておりますけれども、このような形で毎年報告をしておりますので、その経過のあった年についても、全体延長でお話をしていきますので、そういう部分の中で御理解を願いたいと思います。

○濱本委員

そんな前例踏襲主義みたいなこと言っていたらだめではないですか。4ステーションから6ステーションに変わったとき、それが何年のものか知りませんが、私は資料を持っていません、そこに本当に書いてあるのかないのかもわかりませんが、間違いなく書くべき話ではないですか。

釈然としませんが、参与の来客状況ということで、公明党から資料要求が出ています。月別の件数と、月別のその時間の合計数、参与が来客に会った合計数は、資料にないので、それをお答えください。

○(総務) 秘書課長

月別ということで資料を用意してございませんが、年間トータル、6月16日から平成28年2月26日まで、28

日間、延べ人数が 31 人で、23 時間 25 分という形になってございます。

○濱本委員

不明の話とかは、公明党が資料要求しているので余り言いませんけれども、確認させてください。

8 月 24 日、これは昨年 9 月 17 日の総務常任委員会資料ですが、その中で 8 月の業務日誌というのがあります。この中で、8 月 24 日来客とあります。11 時から 12 時、それから 14 時からその後ないのですけれども、15 時まではあるのですけれども、15 時 30 分なものか 15 時なものかわからないのですが、これは時間どうなっているのですか。

○（総務）秘書課長

昨年の業務日誌、8 月 24 日を確認しましたところ、来客 11 時から 12 時まで、それから来客 14 時から 15 という形で切れておりますが、その中で、確認はとれておりませんが、勤務時間の 15 時 30 分ということが想像されることが 1 点と、あと、来客者に関しては、秘書課ではつかんではないというのが事実でございます。

○濱本委員

参与の所属は秘書課ですよ。それが、参与の中身を、全然、今言った時間でさえ把握していないというのはどうということなのですか。ボランティアで参与は来ていたわけではないのですよ。給料を払っていたのでしょうか。何で把握していないのですか。お解き放ちなのですか。勝手にやっつけていいよということなのですか。管理者でしょう、あなた、直接の、秘書課所属なのだから。ということは、管理が甘かったということなのではないですか、違いますか。

○（総務）秘書課長

管理が甘かったということの御指摘でございますが、秘書課所属ということで、参与は所属をしておりました。この中で、来客という部分に関しましては、参与が、相談であるとか、今まで培ってきた人脈であったりとか、民間でのつき合いから、除雪に関しての相談であったりとか、参与を頼って相談に来る市民の方もいらっしゃるとう理解をしております。その中で、全てに関しては把握をしていなかったというのが、実態でございます。

○総務部長

今、秘書課長からお話ししましたけれども、この業務日誌も、様式を見ていただければおわかりになると思いますが、参与から報告が上がって、上の方で、所属で決裁をとるという形になってございます。これは、通常、こういったような少し職場が離れていたりするところについては、運転手なんかもそうですけれども、必ずこういったような形で、業務日誌というような形で決裁をとってございます。

それと、嘱託員の任用でございますけれども、必ずしも 100%、一挙手一投足、確認できているということではございませんので、そういった中で、ある程度重要な部分については……

（「30 万円も払ってるんですよ、確認できてないなんて」と呼ぶ者あり）

こういった報告書で確認させていただいているということになっておりますので、ここについてはこういった形で御理解いただければと思います。

（「理解できない」と呼ぶ者あり）

（「だから、秘書課に入れるのが間違っている」と呼ぶ者あり）

○濱本委員

何か、言っている答弁、全然わかりません。お金を払って、秘書課に所属していて、秘書課が管理するのは当たり前ではないですか。場所が離れている。前半の部分は、参与室にいたではないですか。参与室は秘書課の隣でしょう。場所が離れているなんて、そんな適当な答弁したらだめですよ。

結局、何にも管理していないわけですよ。アンタチャブルな人だったのではないですか。市長が雇い入れたいと言ったから、雇わなければならない。給料 30 万円払わなければならないから、後づけの理屈をつけた。アンタッ

チャブルでさわれない、好き勝手に仕事していた。

まして、勤務だっておかしいところがたくさんあるわけですよ。メモしてもらいましょうか。平成 27 年 9 月 10 日、不明とあります。これは何時から何時まで会っていたのでしょうか。平成 27 年 9 月 24 日、これも不明ですけども、何時から何時まででしょうか。同じく平成 28 年 2 月 5 日、事業者、これも会っていた時間帯を答えてもらいたいです。それからもう一点、平成 28 年 2 月 26 日も会っていた時間帯、確認させてください。

○(総務)秘書課長

9 月 10 日、9 月 24 日、2 月 5 日、2 月 26 日という形で、答弁をさせていただきます。

まず、9 月 10 日、11 時 30 分から 12 時 30 分でございます。9 月 24 日、11 時 30 分から 12 時 30 分でございます。2 月 5 日、12 時 5 分から 13 時 20 分でございます。平成 28 年 2 月 26 日、11 時 30 分から 12 時 15 分と、こういう形になってございます。

○濱本委員

参与の勤務時間からいっても、まずいいのではないですか。昨年の定例会、第 3 回定例会ぐら이었다と思いますけれども、参与の勤務の時間帯以外の勤務状況があることを指摘して、秘書課長は管理を徹底しますというような趣旨の答弁をしていたはずですよ。にもかかわらず、こんな実態があるということは、本当にずさんな管理としか言いようがない。もっと言うと、ずさんではなくて、市長が雇い入れたから手がつけられない、管理できないという、そういうことではないのですか。こんなことで、三百何十万円、お金を払っていいのですか。到底認められない。

秘書課長、あなたの課の所属ですよ。あなたの決裁印もあるのですよ。そういう状況の中で、こんなずさんな管理がなされていた、こんなずさんな勤務がなされていた。あなた、責任を感じませんか。

○(総務)秘書課長

再三、勤務状況ということに関しては、御指摘のあったこととございます。来客等の、委員が御指摘をされている部分が、例えばいわゆるお昼休み、11 時 30 分から 12 時 30 分であったとか、その部分の御指摘であろうかと思えます。

勤務時間の遵守というのは、もちろんではございます。その中で実際、例えば来客時間としては、勤務時間の、午前の勤務時間で切ることが通常ではあるかと思えますけれども、実態として、相談業務等の部分に関しては、その時間を超えてしまったというのが実態でございまして、参与がそのとおりに書いて報告があったということで、これに関して、では勤務時間内という形というのは、来客、相談ということに関しては、なかなか実態としては難しかったと認識しております。

○総務部長

我々もそうなのですけれども、いろいろ仕事をしていますと、必ずしもぴったり我々の勤務時間中で来客なんかがあった場合に、ぴったり終わらないことというのも結構あるわけです。

(「総務部長と違う」と呼ぶ者あり)

これは役所だけでなく、民間もそうだと思うのですけれども、そういった場合につきましては、我々も経験上から言いますと、どうしてもお客様が来て、きちんと役所のお昼時間で終わらないということは多々あります。そういった中では、やはり通常の休憩時間でない時間帯に休憩をとるというようなことは、ままありますので、これが……

(発言する者あり)

いわゆる嘱託員の 15 時半とかそういったところを超えてということであると、少し問題あると思えますけれども、お昼の休憩時間に食い込んでしまったということに関して言いますと、それはその分を代替でとればというような形はよくやっていることとございますので、そこについては、御理解いただければと思います。

○濱本委員

代替であれば、では、代替でとった形跡がどこにあるのですか。代替でとった形跡がない。それと、相談と言っていましたけれども、参与は市長のアドバイザーでしょう。参与に一般市民が相談に行くような窓口業務を参与はやっているわけではないのですよ。業務外の業務をやっているということにつながるではないですか。それすらも管理できなかった。これは重大な、重大な瑕疵ではないですか。

これ以上言いませんけれども、とにかくこういう参与を雇い入れをして、その管理が十二分にできなかった、そういうことは、きょうの公明党が資料要求した資料からも、かつて委員会で要求した資料からも明らかになっているわけです。これは、事務執行上の重大な瑕疵ですよ。もう今、参与は言いませんけれども、その結果責任は、やはりきちんと責めを負うべきですよ、皆さんそれぞれが。

そのことを指摘して、もう一つ、こういう参与の勤務状況だったということ、市長と副市長は、どのように、今のこのやりとりを聞いて、どういう所見を持っているのか、それを最後に聞いて質問を終わります。副市長もですよ。

○市長

私は、今までもさまざまな機会に、参与の件については答弁させていただいておりますので、それについてはもう繰り返しになってしまうかもしれませんが、私自身は、何度もお話をさせていただいているように、就任させていただき、市民の皆様とお約束をさせていただいた公約等の実現に向け、必要な人材であり、またそれに向けた任用でございました。

今、御指摘の部分等、時間が昼休み等、少しオーバーしていただいているのではないかと御指摘でありますけれども、それらも含めて、私はその役目、責務、果たしていただいたというふうに認識しておりますので、……

(「立証されてないって」と呼ぶ者あり)

私としては、総務部長や秘書課長から答弁させていただいたように、その役割の中で果たしてきたのではないかと認識しております。

○副市長

私とすれば、着任する以前の話ですので、勤務状況が実際にどうであったかということについては、今は想像の域でありますけれども、ただ、非常勤職員、嘱託員であれ、任用の条件は、勤務時間中は誠実に勤務をすることが、これは大前提のことでありますので、その全てを上司である管理者が一言一句、誰と会ってどういう話をしてどういう仕事をして何時間かかったかという管理までは、これは難しいことだと思いますが、まずは、自覚を持って、その勤務時間、誠心誠意勤める、これが我々公務員の前提だというふうに思っておりますので、ただ、2月以降は、私も時折、本部会議の中で、参与からのアドバイスもいただいておりますし、私とすれば、誠実に、本人の自覚を持って職務に専念されたものだというふうに、私は信じたいと思っております。

○濱本委員

これまで、議会の中で要求してきたいろいろな、業務日誌も含めて、きょうの資料もそうですけれども、こういうものから、参与が、誠実に自分の勤務時間全てを業務に使った、いわゆる市長の政策アドバイザーとしての仕事を、この時間帯を全て使ったとは何も立証されていないのですよ。不明な来客で、合わせると、私が計算すると 23.35 時間ですよ。この時間は何をやっているかわからない。重大なことですよ、これ。そういう管理も行き届いていないのに、参与に誠実にやってもらいましたなんて、誰も立証されていないものを信用するわけにはいきませんよ。そのことを申し上げて、終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

理事者の入退出がありますので、少々お待ちください。

(理事者入退室)

公明党に移します。

○秋元委員

今回の決算特別委員会の各委員の議論を聞いていまして、やはり参与は、昨年から取り上げられているように、小樽市の行政を担っていく中で、全く必要のない方ではなかったのかと、このように思っております。

◎参与の高度な知見について

初めに、参与はどのような高度な知見を有していたのか、具体的に伺います。

○(総務)秘書課長

高度な知見という形でございますけれども、具体的に資格云々という部分というのは、先日答弁したとおりでございますけれども、市役所での、いわゆる行政での知識、それから民間で培った知識というものをあわせて、総合的に判断をいたしまして、高度な知見というふうな形で任用する際に当たっては理解してございます。

(「具体的にって言ったのです。具体的に」と呼ぶ者あり)

○委員長

具体的には、どういう知見を有していたのですかという御答弁を。

○(総務)秘書課長

まず、いわゆる高度な知見という部分というのが、いわゆる資格にとられるものではないとは認識をしておりますけれども、その中ではいわゆる経験値に基づく専門的な、除排雪を初めとした専門的な知識という形で認識をしております。

(「具体的ではないです、全然。私はそのことは言っていないですからね」と呼ぶ者あり)

○総務部長

資格は、2点ほど、先般来お話ししてございますけれども、今、外してということですので。先般来お話ししてありますとおり、役所の中で相当年数やはりいた方でございますので、役所の中での経験年数も大変あるということ、それからまた、除雪関係に携わっていたという経験も、役所の中でもございますし、それからまた、やめた後の民間会社での経験も3年ほどございます。

それから、さらには平成8年だったと思っておりますけれども、大雪があったときに、そのときに手腕を発揮したということ、そういったようないわゆる除雪関係について相当な知識、経験があるということで考えてございます。

○秋元委員

平成8年時の手腕と言われましたけれども、私、前に委員会で言ったときには、具体的な中身というのは何も出てこなかったのですよね。

市役所で、実際、何年間、雪対策にかかわってきたのか、また民間では何年間、除雪業務などにかかわってきたのでしょうか。

○(総務)秘書課長

まず、市役所での経験という形で申し上げますと、当時、土木部の土木事業所長を平成6年から9年まで4年間務められました。市役所勤務で申し上げますと、いわゆる除雪対策本部、こちらの兼務という形になってございまして、昭和61年12月に、除雪対策本部の兼務をおおむね4カ月、12月1日から翌年の3月31日までという形の兼務の期間なのでございますけれども、昭和61年12月から退職をされる平成24年3月31日、延べで申し上げますけれども、期間といたしましては5年3カ月までの期間、いわゆる除雪に対して勤め上げられたという形になっております。

(「うそだ。民間はどうなっていますか」と呼ぶ者あり)

失礼しました。民間の経験の部分では、その後、平成 24 年 4 月から 27 年 3 月まで 3 年間、勤められたという形でございますので、この期間、除排雪の経験があるという形で認識して……

(「何年、何年」と呼ぶ者あり)

民間ですね。平成 24 年 4 月から 27 年 3 月という形になります。

(「何年ですか」と呼ぶ者あり)

3 年間ですね。

(「3 年」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

前、私がいただいていた資料では、昭和 61 年でしたか、その辺のことは記載されていませんし、自民党の濱本委員に照会された資料の中でも、その除雪に携わっている時間と伺いますか、5 年 3 カ月と言いましたけれども、これは違うのではないですかね。どうですか。

○(総務)秘書課長

除雪対策本部の兼務の部分でございますけれども、始まりが昭和 61 年 12 月 1 日、兼務期間が 62 年 3 月 31 日、これに始まりまして、63 年 12 月 1 日、兼務期限、64 年 3 月 31 日、元号が変わってございますけれども、4 カ月間、それから平成 6 年 12 月 1 日、兼務期間が 7 年 3 月 31 日まで、それから 8 年 12 月 1 日から 9 年 3 月 31 日まで、9 年 12 月 1 日から兼務期間、10 年 3 月 31 日まで、13 年 12 月 1 日から 14 年 3 月 31 日まで、14 年 12 月 1 日から 15 年 3 月 31 日まで、15 年 12 月 1 日から 16 年 3 月 31 日まで、16 年 12 月 1 日から 17 年 3 月 31 日まで、18 年 1 月 16 日から 18 年 3 月 31 日まで、21 年 12 月 1 日から 22 年 3 月 31 日まで、22 年 12 月 1 日から 23 年 3 月 31 日まで、23 年 12 月 1 日から 24 年 3 月 31 日まで、この期間を足し合わせまして、除雪対策本部の兼務期間は 5 年 3 カ月という形になってございます。

○秋元委員

最初に参与が任用される時にいただいた資料では、平成 6 年小樽市土木部土木事業所長、ここからですよ、要するに除雪に携わってきたというのは、10 年までなのですよ、その資料しか、私はもらっていなかったのですけれども、こういう任用するに当たっていただいた資料ですけれども、かなりざっくりしていたのですね。

次、行きますけれども、私は、高度な知見と言われるので、もっと長い期間、参与が除雪に携わって、また市役所内でも、そういう力を引き出せるような部署に携わっていたのかと思ったら、そうでもない。

けれども、市長を初め総務部の皆さんは、皆さんというか、言い方が少し悪いかもしれませんが、そういう高度な知見があると言いますけれども、なかなか、何が高度なのかという話はされない、出てこないのですよね、聞いても。一向に要領を得ないのですけれども、ただ言い張っているだけで、高度な知見だ、高度な知見だと言っているだけで、全く理解ができないのですよね。

私は、先ほどから言っているように、資格がどうだとか言っているのではなくて、その民間と小樽市役所にいた期間で、どういう高度な知見があると認識しているのか、こういう点ですと言ってほしいのですけれども、それが全く具体的にないのですが、わかりますか、そこを答えられますか。

何を根拠に、参与の持っている情報なり知識なりそういうものが、その参与の知見が高度だと判断したのか、何を根拠にしているのかというのを知りたいのです。

○(総務)秘書課長

まず、市役所での期間の長さに関しては、短い長いはあろうかと思えますけれども、市役所での経験の部分、それから民間での経験の部分、それを両方の経験の部分ということを総合的に勘案して……

(「総合的過ぎる」と呼ぶ者あり)

その部分を総合的に勘案して、そして任用に至ったと考えてございます。

○秋元委員

総合的に勘案しなくていいですから、具体的に聞いているのですよ。私は、総合的にと言っていませんよ。

これ、秘書課長、答えられないのではないですか。だって、市長が任用したいと言って、任用している人なので。市長でもいいですよ。何を根拠に参与の知見が高度だと判断されて、任用したいと思ったのかというのを聞いているのですけれども。秘書課長、答えられないでしょう。答えられるわけないよね、任用したいと言われただけだものね。

○委員長

質問の趣旨は、御理解いただいていますね。

○市長

今までも、秘書課長なり総務部長からも答弁させていただいておりますけれども、私自身、公約を実現していきたいということで、お話をさせていただいております。

過去の経験をというお話がありましたけれども、皆さんも御存じのように、皆様からも、市役所職員は皆さん優秀だというお言葉をいただいておりますが、その中のお一人でございました。当時、過去に小樽市としては……

(「短くしてください。端的にお願いします」と呼ぶ者あり)

いいですか、答弁させてもらって。

過去に、10センチメートルで出勤していた時期もございます。さらには、過去に4ステーションから6ステーションになったという議論等も過去にありましたけれども、そのような変化があるこの間に、ずっと職員として土木事業にずっと携わられていた、その経験というのは、現職員も含めて持っている部分ではありますが、私はそれに加え、また民間も経験をしている。資格の話もありましたけれども、民間だからこそ取得されている、除排雪に実際に携われ、管理もされてきた。やはりその両方の面を持っている方というのは、たくさんいるようで、実は私は余りないというふうに思っております。

そのような目を持っている、または経験をされているということを高度の知見という表現の中で、この資料の中では、表現をさせていただいたというふうに、私は認識をしているところでございます。

(「いやあ、全然違う」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

具体的に高度な知見と言えないということなのですね。それが何だったのかということは言えないということが、よくわかりました。

参与は、平成8年の大雪時に実績を残した、手腕を発揮したと言われておりますけれども、その後、なぜ、長きにわたって、10年以降は、退職されるまで雪対策にはかかわっていないと思うのですが、ましてや、その以前の議会でも指摘がありましたけれども、18年のステーションの増設のときにも、大きな制度変更をしたにもかかわらず、そのときにもかかわっていなかったのですが、なぜ、それだけの高度な知見があるにもかかわらず、市役所内でそういう仕事に携わってこなかったと思われませんか。その辺、どうでしょうか。

○総務部長

役所の中で配属というのは、一般的に言いますと、4年とか5年のサイクルで、大体、職場を異動しますので、そういったことで、確かに雪関係にトータルで携わっている期間が長いというお話をしておりますけれども、その中には、先ほど秘書課長からもお話ししましたように、除雪対策本部という、本部員としての勤務というようなこともございますので、そういったことで結構長くなっているわけですが、今お話ししたように、通常ですと4年、5年で異動しますので、ずっと、例えば10年、20年いるというような職員というのはまれでございますので、そういった意味で言いますと、いろいろな職場を移りますし、技術職の職員でしたので、そういった職場に異動していたということでございます。

○秋元委員

進みますけれども、結局、私が今聞いていても理解できないのですよ。平成 8 年の大雪時の手腕ですか、また、18 年時に除雪にかかわる制度変更に参加がかかわっていたと、市長、誤解されてましたよね。結局、そういう思い込み、参加は力がある、高度な知見があるという思い込みで、私は任用したのではないかなと思っているのです。結局、市長が勝手に参加に力があるのだと思い込んでいるだけではないかと思えますけれども、市長、いかがですか。

○市長

実際に、昨年 3 月 31 日までの任用ではありましたが、その間においても、除排雪に携わって、私の公約、さまざまな今までは違う取り組み、変化、最初の年でございましたので、やはりそれは参加という任用があって、取り組み、形になってきたというふうに思っておりますので、私自身は、秋元委員の認識とは少し違う認識を持っているところでございます。

○秋元委員

結局は、最後、いつもそういうふうにおっしゃるのですけれども、わかりました。

市長も、長い間、浪人している間、市民から声を聞いてきたと常々言われていますが、除排雪に関しては、そういう市民の声も聞いて一定の考えを持っていたと思うのですけれども、そもそもその考えをもとにして、原部に、こういう考えがあるのだということで計画をつくるというのはできたのではないのでしょうか。それはどう思えますか。参加がいなくても、私はできたのではないかと思えますけれども、市長はそうは思いませんか。

○市長

たればのお話になるかなとは思いますが、先ほど来からお話ししているように、やはり最初の年、変化するときの年であったと思っております。

そのような意味合いにおいては、もちろん原部の職員もそれに向けて精いっぱい取り組んでいただいた、または私自身の考えも伝えて形にしようと思われていただきたと思っておりますけれども、その中で、参加がいることによって実現できたということも、私はかなりあったのではないかと感じておりますので、それが、恐縮ですが、たればのことなので、どの部分を、どのような形が、参加がいたことによって実現したか、そこまで残念ながら表現はできませんが、このたび、平成 27 年度の除排雪の改善等に向けては、いらっしゃったことによって大きく変化したというふうに認識をしております。

○秋元委員

市長自身の公約を実現するために、どうしても参加の意見が、アドバイスが欲しかったということで、実際その参加というのは、例えば除排雪だけに限って見ても、市長より高度な知見があるということではないのでしょうか。市長より高度な知見を持っていらっしゃると理解していいですか。

(「私に聞いているということですか」と呼ぶ者あり)

○市長

当然にあると思います。私自身、土木行政として、職員としての経験は残念ながらありませんので、多くの方々からお声を聞いたり、現場は私なりに見てきたつもりではありますけれども、それは、自分でこのようなことを言うのも変かもしれませんが、それが高度な知見とは呼べないと思いますから、やはり参加のほうが、そういう意味合いにおいては、高度な知見をお持ちではないかなと思います。

○秋元委員

なるほど。

◎参加の成果について

それでは、今回資料要求しました、平成 27 年度除雪業務における参加の成果についてなのですが、これを

説明していただいでよろしいでしょうか。

○（建設）雪対策課長

「平成 27 年度の除雪業務における参与の成果（アドバイス）について」の資料の御説明でございますが、平成 27 年度の除雪業務におきまして参与が行った成果ということで、最初、資料要求がございましたが、我々、あくまでもアドバイスを受けているということなものですから、アドバイスは受けたもので、達したのも達していないものも含めまして、一つの成果としてアドバイスの内容について、ここで記述させていただきます。

以下、読ませていただきます。

平成 27 年度の除雪業務において、参与からアドバイスを受けた主な事項を次に示す（参与からのアドバイスについては記録簿等を作成していないため、本資料の内容は職員の記憶やメモによる）。

一つ目、除雪拠点の見直し。概要、除雪拠点を 6 ステーション体制から 7 ステーション体制に見直すことについて。

二つ目、除雪第 2 種路線の出動基準の見直し。概要、除雪第 2 種路線の新雪除雪の出動基準を降雪または降雪見込み 15 センチメートルから 10 センチメートルに見直すことについて。

三つ目、ガタガタ路面の解消。概要、除雪第 1 種路線及びバス路線となっている除雪第 2 種路線の路面整正の強化について。

四つ目、雪堆積場の増設。概要、新光五丁目雪堆積場の開設について。

五つ目、地域総合除雪業務委託。概要、除排雪路線の確認及び除排雪方法について。除雪業者からのヒアリング結果について。

最後に、貸出ダンプ。概要、ダンプトラックの配車方法について。貸出ダンプの申請や実施箇所の確認について。以上でございます。

○秋元委員

私は、資料要求した際に、参与の成果について資料を出してほしいということだったのですけれども、今言われたとおり、アドバイスなのですね。私は、成果について資料を出してほしいと言ったのですけれども、成果について出せなかった理由というのは、何があるのですか。成果がないということなのですかね。

○（建設）雪対策課長

これらの、今、挙げさせていただきましたものにつきまして、一つ成果として、除雪対策本部、除排雪事業として、市としてある程度の成果を出したものであったり、検討したものがあつたのですが、あくまでも参与のかかわり方といたしましては、これらについてアドバイスをさせていただく、助言していただくということでございますので、参与の成果という単独のものではないというふうなことでございます。

○秋元委員

いや、だから、私は参与の成果を出してくださいと言ったのですよ。でも、そうではなくて、この市全体としての成果が出てくるということは、なぜこの参与の成果というのを分けて出せないのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

ここに関することに関しましては市全体なのですが、これに対して、参与からアドバイスをいただいたということで、そのアドバイスが一つの参与の成果になるのですが、ここにも記載しておりますが、参与からアドバイスを受けたたびに、記録簿等を作成していないものですから、この方向性についてのアドバイスは受けているのですが、細かいアドバイスを成果として、こんなアドバイスを受けたということは出すことができませんでしたので、このような表現にさせていただきました。

○秋元委員

結局、そういう認識なのですよ。参与と言われる、要するに、市長がどうしても自分の公約実現のために必要だ

という参与なのですけれども、参与からのアドバイスについても、記録簿なんかもとっていないと。だから、結局そのぐらいの認識ですし、ここに書かれているアドバイスについても、特段、何か参与でなければアドバイスできないような内容ではないのですよね。そうなのです。私はそう思いますよ。これは別に参与でなくてもアドバイスできたのだらうと思います。

市長のアドバイザーの参与ですけれども、結局こんな認識で、この程度の資料しか出せないということなのですけれども、なぜその高度な知見を持った参与からのアドバイス、その部分で、成果として、しっかり記録簿として残せなかったのか、この辺はどうですか。高度な知見ですよ。

○（建設）雪対策課長

これらの項目について、昨年度、新たに行う施策等もございまして、参与のこれまでの行政や民間での経験に基づくアドバイスに基づいて、我々も検討したりなんなりしているのですけれども、一つ一つ参与のアドバイスを、それを参考にして、我々検討したということはありませんが、一つ一つ何を言ったか、何をアドバイスされたかということにつきましても、繰り返しになりますが、記録等とってございませんでした。

○秋元委員

高度な知見でのアドバイスですから、普通は、しっかり記録にとどめるのが、当たり前の話ですよ。そういうものがないということで、結局、やはりそういう認識なんだというふうに、私は捉えます。

◎参与の来客について

次に移りますけれども、参与にまず個室を与えた理由というのは、どういう理由なのでしょうか。

○（総務）秘書課長

一つには、市長の政策のアドバイザーということもあり、まず、市長の近くに置いておきたいという部分、それから、あと打ち合わせスペース、その確保という部分で、たまたま秘書課隣の部屋が打ち合わせ室兼書庫という形になっておりましたので、そちらで執務していただくという形になりました。

○秋元委員

めちゃくちゃな理由なのですけれども、先ほど自民党の濱本委員からもありましたけれども、参与の来客が非常に多いのです。私は、資料要求したときに、一般市民また事業者、あと後援会の方々、こういうふうに分けていただきたいと言ったのですけれども、後援会の方が少ないのです。これは、なぜなのでしょう。

○（総務）秘書課長

後援会に関しては、どなたが後援会かという部分というのは、私どもは承知しておりませんので、その意味においては、後援会関係者という形のくくりはできないものと、そういうふうに秘書課として判断しました。

○秋元委員

やはり何の管理もできていないのですよ。今まで議会の中でも、後援会の方々が生役所に入出入りしているというような指摘もありましたよね。別に、生役所に入出入りするのは悪いことではないのですよ。だけれども、改めてこの参与の業務日誌を見ると、余りにも不自然な来客が多いのですよ。来客の対応をするための参与ではないわけです。高度なアドバイスをするためにいる参与なのです。何でこんなに来客の対応をしなければならないのか。そしてその業務日誌を見ると、明らかにその除排雪にかかわる要望や陳情なんかも受けているわけですよ。なぜ、そういう対応をしなければならないのですか。ましてや、一般に公開されている参与の部屋ではないのですよね。特定の方々しかわからないですよ。一般市民と書いていますけれども、普通、一般市民が、参与に会わせてくださいと来るのですか、どうですか。

○（総務）秘書課長

そういう意味では、一般市民という形でくくった方の中には、先ほどの答弁の繰り返しにはなりますけれども、参与が今まで培ってきた人脈であったりとか、民間の付き合いから除雪に関しての相談、そういったものも受け付

けたと想像しております。それから、例えば除排雪の相談であれば、建設部につながるといいますか、そういうふうな形もあったかとは思いますが。あと、場合によっては、当然それが市民に役立つ情報なりをいただいたときには、市長に進言できるというふうな立場でもございましたので、そういったこともあったかと認識しております。

○秋元委員

参与の職務からしても、そもそも相談や要望があるのであれば、原課に行けばいい話であって、参与が何も窓口になる必要はないのですよね。だから、そういうところが、月 30 万円も出す必要があるのかと言われるのは、そういう一つ一つなのです。ましてや、責任や権限もない参与が、なぜその人たちの要望を受けたり陳情を受けたりすることができるのでしょうか。ましてや後半には、市長の後援会の関係者の方だって出入りもしているわけですよ。要望、相談もしているわけですよ。それだけど、そこで受けるのではなくて、やはり原課に行かせるべきなのではないですか。そもそも、そういう対応を、なぜ参与がしなければならなかったのですか。

○総務部長

先ほど来お話ししていますとおり、参与につきましては、特に除雪関係につきましては、経験値が高いといいますが、そういった方ですので、当然、今、秘書課長もお話ししていましたが、人脈等も広いという中で、やはり頼られてくると相談に乗るといようなこともたくさんあったと思いますし、それは来られて拒むということにはならないと思いますので、そういったところでの情報収集というように、また原部に伝えたりして、生きていたのではないかなというふうに、生きていたというふうに思います。

(「そんなもの、おかしいですよ」と呼ぶ者あり)

(「答弁じゃねえぞ、そんなの」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○秋元委員

思っているという発言は、議会の議論に合わないですよ、全く。やはり説明を聞いても、管理もできていないですし、参与が好き勝手にできる部屋だったのですよね。そのように今思いますし、業務日誌を見ても、誰が見てもそのように思いますよ。業務日誌の平成 27 年 12 月 4 日、このときに除雪の要望があるのですけれども、この内容というのは、どういう内容だったのでしょうか。また、その後の処理について、どういうふうに処理したのでしょうか。もしわかれば、お答えください。

○(総務)秘書課長

12 月 4 日、除雪要望での来客という部分の御質問かと思いますが、大変申しわけございません。このどのような内容という部分というのは、把握はしておりません。

○秋元委員

◎排雪判断基準について

次に、今回、資料要求した排雪依頼路線名などについてなのですが、結局、たくさん排雪依頼がずっと並んでおりますけれども、排雪しているところ、排雪していないところがありますが、この判断の基準というのは、誰がどういう基準で行ったのですか。

○(建設)雪対策課長

排雪に入るときの判断ということでございますが、これにつきましては、地域総合除雪の業者であったり市の担当職員が、まずパトロールをして、必要性があるという形になったとき、主に業者から協議簿が上がってきます。その協議簿について、市の除雪対策本部の中で、必要性があるかないかというのを、再度のパトロールも含めまして、確認した上で協議を開始しているということでございます。最終的には、除雪対策本部の中で必要かどうかということは判断しているということでございます。

○秋元委員

私は、以前から言っておりますけれども、排雪依頼がこういうふうにはたくさんあるわけですから、やはり基準をしっかりと設けるべきではないかと、それでなければ、これ不公平ですよ、どう考えても。たくさん排雪の依頼がある中で、入れる場所、入っていない場所がこれだけあるのですから、しっかりと基準は将来に向かって考えるべきだと思いますけれども、まず、この資料はわかりました。

○秋元委員

◎参与からの報告書について

まず、参与からの報告書について伺います。以前出された報告書なのですが、私は報告書と書いていますけれども、この報告書というのは、どういう位置づけなのでしょう。

○（総務）秘書課長

どういう位置づけということでございますけれども、参与が、昨年 6 月から今年 3 月に任用期限を迎えるまで、いわゆる業務のまとめというふうな形で捉えて、そういう形で認識しております。

○秋元委員

業務のまとめということなのですね。

以前、私、この件を質問したときに、市長、副市長で報告について、この件について報告をされたと伺いましたけれども、この報告書に基づいてどのような報告を受けたのか、アドバイスを受けたのか、全てとは言いませんけれども、できるだけ正確に答えてもらえますか。

○市長

そのお話を受けまして、改めてその当日のことを思い返そうと思ったのですが、基本的には、この書類の説明に来られて、それに伴ってさらに別なアドバイスをくれたということではなかったと思っております。

また、2 度あったのですが、1 回目の報告では、これよりももう少し分量が少なく、もう少し具体的な報告をいただきたいと、特に冬の間においていろいろ変えてきたこと、新たに取り組んだこと、それに伴って何かよい部分であったりとか、または課題であったりとかも、もう少し教えてほしいということで、2 回目があったというふうに認識をしております。

（「その部分を知りたいのですよ。そこの部分を知りたいのですよ」と呼ぶ者あり）

（「これがどこまでだったか覚えてないな」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○委員長

どなたかお答えできませんか。

（「市長しかいないじゃない、報告受けたの」と呼ぶ者あり）

（「副市長も受けてるんじゃないの」と呼ぶ者あり）

○副市長

その出し直した前の書類が手元にはないので、記憶の中だけで申し上げますと、多分、ページにすればこの半分以下だったと思います。それから、内容についても、具体的な内容でなくて、項目、それから項目に対しての考え方みたいなのを書いた部分だったので、この個々の書類について具体的にもう少しわかるようにという指示と、それと主には来年度、これからの課題を具体的に挙げてくれないかと、そういうふうな内容で指示をして、この第 2 回目が出てきたというふうには記憶しております。

○秋元委員

ひどいではないですか。30 万円も払って任用した参与が報告した内容が、そんなものなのですか。まあ、ひどいな。この書類の 5 ページ目に、以前にも聞きましたけれども、排雪判断基準案の体系化というのがありまして、

これについては、どのような報告、アドバイス、提言なんかを受けたのでしょうか。

○市長

多分、私や副市長が同席したときにどう報告したのかということをお聞きになられているということなのですよ。ここに書かれているとおりのことをお話しされて、こういう基準を設けて、排雪基準、形にするということができないのではないかということで、御提案を含めて、このようなその基準の一つ一つはこれに基づいてできるのではないかというお話であったのではないかと認識しております。

○秋元委員

それで、以前聞いたときには、排雪判断基準というのはつくらないと言われていましたけれども、それは間違いないですか。

○（建設）雪対策課長

排雪路線の数値的な判断基準でございますが、これにつきましては、市内の道路の幅員や勾配、家屋の連檐と道路路線状況につきまして異なるものですから、一律に数値的な基準を設定することは困難であるというふうな形で答弁させていただいております。

ただ、ここに書いておりますように、参与からの提言事項といえますか、提案事項もございますので、これにつきましては、今後こういうようなことが可能なのかということもきちんと研究して、判断していきたいというふうに考えております。

○秋元委員

以前と答弁が変わっているのですが、以前は盛り込まないと言っていたのですけれども、考えるということなのですね。

○貸出ダンプ制度、除雪対策本部組織、JV契約について

次に、資料でいう、貸出ダンプ制度について、8ページ目ですか、それと除雪対策本部組織について、9ページ目ですね、10ページ目、JV契約について、それぞれ平成27年度変更を予定していた項目の説明と、できなかった理由、これについて説明してください。

○（建設）庶務課長

まず、貸出ダンプ制度につきまして、平成27年度予定した項目につきましては7点ございまして、一つ目が2種排雪路線の禁止、二つ目が幅員8メートル以上の道路の実施での協議、三つ目が集合住宅内通路と駐車場の禁止、四つ目が抽選会の廃止、五つ目が1シーズン1回の実施、六つ目が積み込み業者ダンプの使用制限、七つ目がパトロールの強化となっております。

以上の部分で、できなかった理由につきましては、「建設部内での具体的な打ち合わせが遅く、意思決定が十分に出来なかった。また、担当する庶務課と雪対策課との協議が十分でなかった」「参与としてのリーダーシップが無かったのと、具体的な指示が出来なかった」「住民説明、業者説明等の時期を逸した」「市長方針への理解が足りなかった」となっております。

次に、除雪対策本部組織についてでございますけれども、27年度の予定した項目ですけれども、これは五つありまして、一つ目が本部を本庁内に設置する、二つ目が各ステーションごとに担当者を配置する、三つ目が各ステーションごとの担当者は常駐する、四つ目が各自毎日パトロールを実施する、五つ目、人員については全庁的な応援をいただく。

できなかった理由としましては、「建設部として、全庁的な応援体制の考え方がなかった」「応援人数が限られていたため、必要人数が確保できなかった」「ステーションへの常駐について、本部としての理解が不十分だった」「パトロール車の確保が足りなかった」となっております。

最後に、JV契約についてでございますけれども、予定していた項目につきましては四つございます。一つが1

J Vの構成員を4社とする、二つ目が代表者要件を拡大変更する、三つ目が下請を原則禁止とする、四つ目が構成員の自社所有機械と運転手を把握するとなっております。

できなかった理由につきましては、「建設部として、広く業者を携わらせ経験させるとの基本方針がなかった」「従来の契約内容を、問題にしていなかった」「下請について、法律的な検討が無かった」「業者への事前の聞き取り調査をしたが、その調査結果を生かし切れなかった」となっております。

○秋元委員

今、3点について説明いただきましたけれども、だけれども、普通できなかった理由というのはクリアしてからはないと進めないものなのではないですか。全く、読み返してみるとひどいですよ。貸出ダンプ制度については、実施されていません。ただ、それが早い段階で業者や市民に情報が漏れたということで、非常に混乱したわけですね。除雪対策本部についても、そもそも建設部として全庁的な応援体制の考え方がなかったという、そもそも、参与の考え、市長の考えは非常にこういうところが整理できていなかったのだらうと。J V契約ですよ、これも建設部として広く業者を携わらせ、経験させるとの基本方針がなかったと、これはそもその話ですよ。でも、皆さん、去年は金科玉条のごとく、これを言っていましたよ。広く業者を携わらせて経験させるのだと、これを言っていましたけれども、そもそも、なぜ、こんな考え方がないのにJ V契約の変更に踏み切ったのですか。

○（建設）雪対策課長

J Vの構成要員についての御質問だと思われませんが、J Vの構成要件につきましては、当初は2社以上という形で進めていました。それにつきましては、平成26年度以前がこのような形で来たものですから、建設部としましては、当初は、従前どおりの構成企業数でいいというふうな形で進んで、手続をとってまいりましたところ、9月上旬でございますが、このことを市長に説明しましたところ、多くの業者に参加してもらうことが望ましいというようなお話をいただきまして、そのことを建設部内に持ち帰りまして、建設部の中で検討した結果、4社以上が望ましいという形になりまして、そこで構成要員の変更等を行ったというところでございます。

○秋元委員

そもそも9月7日でしたか、市長に報告した後に、10日に変更されるのですけれども、市長が結局、広く多くの業者に携わらせたいという、そういう考え方をしなければ、例年どおり、去年はいけたわけですよ。急に市長がそういう話をし出したから、私は原部から4社以上という話が出たのではないだろうと推測していますけれども、結局、市長がそういう発言をしなければ、去年は混乱せずに済んだのですよ。そもそも、そういう考え方がなかったのですから。それで、きめ細やかな除排雪を実現するために、J V契約内容変更の議論を、昨年9月7日、市長に報告する前ですね、それまでに何回、J V契約の変更についての議論というのはされたのですか。その、広く多くの業者に携わらせるという部分で。

○（建設）雪対策課長

平成27年9月7日以前に、このJ V構成員数について何社にするかというようなことの議論でございますが、これにつきましては、記録等調べましたところ、特に数について、J V構成員数について打ち合わせしたという記録は建設部に残ってございませんでした。

○秋元委員

結局、だから市長がそういう話を突然言い出したから、検討せざるを得なかったということですよ。そういうことですよ。市長がそういうことを言わなければ、例年どおりにいけたということではないですか。

○建設部長

4社、2社のごさいますけれども、私とすれば、前段、8月ぐらいになりますかね。平成27年度については、これまで2社以上ということで条件にしていたけれども、その中で3社、4社が組まれてJ Vができているといった経緯がございましたので、私どもとすれば、これは原部の考えでございますけれども、昨年どおりでいいの

かなということについて、私どもは考えていたところではございまして、その中で、その最初の要綱については、私の決裁でございますので、そういったことについては、私どもで、そういう意味では責任を持って判断したということでございますけれども、その前段での市長のお考えといえますか、それとすり合わせができていなかったということにつきましては、以前にも答弁申し上げましたけれども、私どもで十分ではなかったということについては責任を感じているところでございます。

○秋元委員

建設部長がかばう気持ちはよくわかるのですけれども、市長の発言なのですよ、やはり。それで、この J V の変更については参与もかかわってなかったのですよね、これをもう一度確認させていただきたいと思います。

○（建設）雪対策課長

この J V の構成員数の変更については、参与は特にかかわっていないというふうな形の記録が残っております。

○秋元委員

市長に伺いますけれども、市長より高度な知見を持っている参与に、この J V の契約内容、J V の構成員数を変更するときに、なぜ、参与に相談して議論をしなかったのですか。そのための参与なのに。30 万円も払っている参与なのです。なぜ、参与に相談して、参与の考えを求めなかったのですか。これ、もう一度答えてください。

（発言する者あり）

（「そんな考えるようなこと、しかし」と呼ぶ者あり）

○市長

済みません。また改めて今お話を聞いて、記憶をさかのぼったところではございますけれども、その広くというお話をさせていただいたその場に、参与がいらっしゃったかどうか、いなかったような……

（「その場の話ではない」と呼ぶ者あり）

と思っていますけれども、その話を終えた後に、参与とその件について何か打ち合わせをし、アドバイスをいただいたかどうかというのも、はっきりとした記憶はないのですけれども、でも、このころは、この件に限らず、かなり除排雪に対しての制度設計の大詰めの時期、または、ある程度もう固まりつつある時期だったので、この件だけ抜き出して御相談させていただいたかどうか、はっきりしませんが、このときにも、除排雪についてのお話、いろいろとアドバイスはいただいていたなと思っています。

しかしながら、最終的にその 4 社になるという決断のもとで、参与からそれに対しての具体的なアドバイスは今思い出せないので、明確にはいただいていたのかと思います。

○秋元委員

違いますよ。相談して、アドバイスなりを求めていなかったのですよ。だって、昨年の議会の中で、そういう答弁があるのですよ。副参事もそういう話をしているのですよ。参与はかかわっていないと。

（「なかったと思います」と呼ぶ者あり）

だから、市長が、幾ら自分より高度な知見を持った参与を市政全般のアドバイザー、特に、昨年度は除排雪を中心にアドバイスしていただいていたけれども、結局はやはり必要なかったのですよ。そういうことなのです。だって、一番大事なことですよ。

（「一番大事なこと」と呼ぶ者あり）

議会の中でも、いろいろな議員が、多くの議員が、市長公約の 1 丁目 1 番地と言っていた除雪にかかわることで、J V の構成員数を変更するというのを、何で、市長より高度な知見を持った参与に相談しないのですか。アドバイスをもらわないのですか。全く理解できませんよ。全く理解できません。なぜそれをアドバイスいただかなかったのですか。ましてや、9 月 7 日以降、なぜ急に変更するに至ったのですか。

○市長

先ほど、原部からも答弁いたしましたけれども、私から、そのように広く業者に携わっていただきたいという考え、思い等をお伝えさせていただいた中で、それを、では 4 社に変更しようという原部との話し合いの中で、結果的にそれが変更するということで可能だ、決まったということだったと思いますので、それで、それについてあえて参与にアドバイスを求める理由がなかったのかなと思います。

(「ひどいな、もう」と呼ぶ者あり)

私としては、それが一番大事だというお話がありましたけれども、それももちろんそうですが、やはり除排雪においては、これに限らずさまざまな変更であったり、新たな制度設計であったりとか、公約の実現に向けても具体的に行ってきたところがございますので、それについても、含めて、参与からさまざまなアドバイスをいただきながら形にしてきたと思っておりますので、私は、そういう意味合いにおいては、昨年の除排雪の取り組みにおいては、参与の貢献もあって成果が出たのではないかと認識しております。

○秋元委員

全く誰が聞いても理解できないですよ。ましてや、昨年から言われているように、月 30 万円も血税から支払って任用するような必要性なんかなかったですし、理事者の皆さんの答弁を聞いていても、きっと皆さん腹の中では、別に参与のアドバイスは要らないと思っていますよ。市長が一人で、参与は必要だと言っているから、皆さんはそれを守らざるを得ない、こういう立場なのですよ。

(「かわいそうでしょ」と呼ぶ者あり)

本当に職員の皆さんがかわいそうでなりません。

ましてや、この市民の血税を、結果として出すこともできずに、1 年で任用を解きましたけれども、市長はきつとそれは議会で反対されたからだと言うのでしょうかけれども、そうではなくて、そもそもがやはり出だしから間違っていたのです。誰にも理解されない参与を連れてきて任用しましたけれども、全く理解できません。

市長がどれだけ答弁されても、結果も出されていませんし、成果の一覧としても出すことができない参与というのは一体何だったのでしょうかね。

市長は、都合のいいようにおっしゃっているだけであって、私は、全く受け入れることができません。ほかの委員の方の議論を聞いていても、全く理解することができません。市長の責任は重いと思いますよ。市長は、そうではないと言うのでしょうかけれども、市長が連れてきた参与を約 1 年間任用した責任というのは、非常に重いと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 16 分

再開 午後 3 時 39 分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。共産党に移します。

共産党。

○酒井（隆裕）委員

◎マイナンバー制度について

私からは、マイナンバー制度について質問をいたします。

この問題につきましては、先般行われました第 2 回定例会予算特別委員会の中でも一定程度質問をさせていただきましたけれども、今回、決算特別委員会ということもありまして、改めて質問をさせていただきたいと思います。

まず、事務執行状況説明書にも幾つか記されておりますけれども、決算年度末までの個人番号カードの申請数、交付済み枚数、人口に対する申請率、申請者に対する交付率をお示してください。

○（生活環境）戸籍住民課長

今年 3 月末までの個人番号カードの申請状況等の御質問でございますが、まずカードの申請数でございますが、これにつきましては 8,355 件、交付済み数につきましては 4,360 枚、人口に対する申請率でございますが、3 月末の住民基本台帳人口につきましては 12 万 2,088 人となっておりますので、人口に対する申請率では 6.8%となっております。

最後に、カード申請に対する交付率でございますが、これにつきましては 52.1%となっております。

○酒井（隆裕）委員

同様に、今年 9 月末までの数字をお示してください。

○（生活環境）戸籍住民課長

今年 9 月までの先ほど同様のお尋ねでございますが、まずカードの申請数、これにつきましては 1 万 12 件、交付済み数、これにつきましては 8,723 枚でございます。

人口に対する申請率、9 月末の住民基本台帳の人口、これにつきましては 12 万 1,268 人でございますので、申請率は 8.2%でございます。

申請に対する交付率でございますが、87.1%となっております。

○酒井（隆裕）委員

それでは、決算年度末までの個人番号カードの交付見込みは、一体何枚だったのか伺います。

○（生活環境）戸籍住民課長

今年 3 月までの個人番号カードの交付見込み数についてでございますが、国では、当初平成 27 年度では全国で 1,000 万枚の交付を予定してございました。交付率といたしましては、7.87%でありますので、本市といたしましては、3 月末の住民基本台帳人口、これを国の交付率で算定すると約 9,600 枚、この枚数の交付を見込んでおりました。

○酒井（隆裕）委員

それでは、同様に、来年 3 月末までの見込みについて伺います。

○（生活環境）戸籍住民課長

今後のカードの申請につきましては、毎月 200 件前後が見込まれます。それを算定していきますと、平成 29 年 3 月末で約 1 万枚の交付を見込んでございます。

○酒井（隆裕）委員

決算年度や現在までの発行枚数は、見込みに対してどうだったのかお答えください。

○（生活環境）戸籍住民課長

今年 3 月までにつきましては、交付枚数につきましては 4,360 枚でございましたが、申請数、これにつきましては 8,355 件でありましたので、交付見込み数の約 9 割の申請があったと思います。

また、今年 9 月末現在につきましては、国では年度途中の想定発行枚数、これが示されてございませんので、平成 29 年 3 月末までの見込みと比較させていただきますと、国の想定値、これにつきましては 16.45%で算定しております。これでいきますと約 2 万枚となりますので、先ほど申し上げました 3 月末の交付見込み数が約 1 万枚でございますので、約半分程度の交付数となり、当初予定、これを大きく下回るということが見込まれます。

○酒井（隆裕）委員

それでは質問しますけれども、今年第 2 回定例会での予算特別委員会でもお伺いさせていただいたのですが、カード発行を担う地方公共団体情報システム機構、J-LIS のシステムにふぐあいがあってカード発行がおくれたと。最終的には発行されたと御答弁があったと記憶しておりますけれども、具体的にはどのような事例があったのか示してください。

○（生活環境）戸籍住民課長

地方公共団体情報システム機構のシステムのふぐあい、これについてどのようなものがあったのかのお尋ねでございますが、同機構の中継サーバー内の障害が今年 1 月に 6 回発生いたしまして、全国の市区町村の端末からカード管理システムに接続できない状態となりまして、カードの交付枚数設定の作業、それと申請者へのカードの交付、これができなかったなどの事象が発生してございます。

本市におきましては、2 月に通信障害によりまして 7 回、64 件、3 月には 2 回で 6 件のカードが交付できなかった事例がございました。

○酒井（隆裕）委員

そうした問題があったということは御答弁されたとおりであります。

それでは次に、個人番号カード、これの利用範囲について、現在どのようになっているのかお示してください。

○（総務）津田主幹

個人番号カードですので、本人の個人番号の証明になると、これが、まず 1 点ですね。

それから、写真つきの身分証明書になっていますので、本人確認書類として使えるということになります。

それから、個人番号カードの中に電子証明書というのが搭載されておりますので、この電子証明書を使って e-Tax などの電子申告ですとか電子申請に利用することができると、以上のような利用範囲があります。

○酒井（隆裕）委員

やはり具体的なメリットというのは、余りにも私は見受けられないなというふうに思うのです。その一方で、市民にとってメリットがなく、事業者にとっては従業員のマイナンバーを適切に管理する、そういった義務を生じさせるものであり、私は、これも負担増ではないかなと思います。

政府は、このマイナンバー制度について行政手続が簡素化されて、しかも国民の負担が減るというように、非常にメリットについて説明しているわけでありましてけれども、これについても現時点では全くやられていない、今後のお話であって、私はでたらめな話ではないかと思うのですが、私の考えについてどのように思うかお伺いいたします。

○（総務）津田主幹

手続の簡素化、国民の負担が減ることなのではございますけれども、確かに今後のことではあるのですが、現在、窓口で手続をするときに、住民票を添付してくださいと、あるいは所得証明書をとってきてつけてくださいというようなこともあるのですが、手続によっては、番号制度の導入によって、今後これらの添付書類が不要となると、そういう意味で手続が簡素化されて市民の皆様の負担が軽減されると、そういうメリットがあるというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

そういった簡素化といっても、個人番号カードがなければ使用できないというわけではないものであります。政府は、一生懸命このマイナンバーカードについて、便利な用途について強調されていますけれども、マイナンバーカード以外にも実質可能であるということを主張させていただきたいと思っております。

メリットについては、マイナンバーなしでも実現可能であり、セキュリティーの不安、それから手続の大変さ、そういったデメリット、こうしたものがたくさんあると言われているわけでありまして。私は、このような無駄なも

のは一刻も早く廃止するべきだと、そのように主張いたしまして私の質問は終わります。

○小貫委員

◎小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画について

最初に、市営住宅についてお伺いしたいと思います。

市営住宅の公共賃貸住宅長寿命化計画との関係なのですけれども、平成 25 年度以降で公共賃貸住宅長寿命化計画に基づく工事の進捗状況について説明してください。

○（建設）建築住宅課長

長寿命化に伴う計画の進捗状況なのですけれども、まずは大規模に行っております外壁改修、屋根の改修、これについてはほぼ計画どおりに進んでいるところであります。

また、内部の改修として量水器の取りかえ、こちらにつきましても計画どおり進めているところであります。

また、内部改修で階段室の塗装、あと各住戸の畳の表がえというのがありますが、こちらが若干おくれていまして何戸かあります。進捗ということなので、例えば最上の保育所が入った建物があります。これは畳がえは、計画では平成 23 年でしたけれども、27 年に実施しております。それから、駅前の稲穂改良住宅、こちらの畳がえも 23 年の計画でしたが 27 年に行っております。また、塩谷 E 住宅も 23 年の畳の表がえを 27 年度に行っております。また、塩谷 C 住宅の 1、2 号棟、こちらは 24 年に階段室の塗装を予定しておりましたが、実際は 27 年に実施しております。

○小貫委員

今、進捗状況を説明していただきましたが、畳がえと階段室の塗装については、一部まだ未実施があるということなのですけれども、この未実施の理由をお聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

未実施の理由としては、住宅事業特別会計の中で修繕やほかの工事との兼ね合いがありまして、早くやらなければならないということを判断した工事を先にやりまして、階段室及び畳の表がえというのは、後回しになったようなところがあるかと思えます。

○小貫委員

そうしたら、計画どおりに進んでいないほうについて、住宅とか年度とかお答えください。

○（建設）建築住宅課長

先ほどは進捗でやったところの話をしました。実際、計画と違うところ、行っていないところを具体的に団地名で説明させていただきます。

塩谷 C の 3 住宅、こちらが畳の表がえは当初予定していましたが、まだ着手していないというところで、それから同じ塩谷 C 住宅、こちら畳の表がえについては、まだ未実施であります。また、塩谷 C の 50 の 3、こちらは畳の表がえ及び階段室の塗装については、まだ行っていない状況であります。塩谷 A 住宅の 4 棟に関しましても、本来であれば平成 25 年から 26 年の計画で予定されていたのですが、まだ未実施でございます。それから、高島住宅の 4 棟につきましても、27 年に階段室と畳の表がえということで計画にのっておりますけれども、こちらにつきましても、まだ未実施ということでもあります。

○小貫委員

そういった未実施のものを仮に工事しようとすると、費用はどのぐらいになるのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

実際、今、言ったところの畳がえと階段室の塗装ということだったのですけれども、今年度、畳工事と階段室の塗装を発注しております、その工事額から 1 戸当たり畳だと幾らぐらい、階段室については 1 カ所当たり幾らと

ということで試算しまして、単純に戸数と階段室の箇所を掛け合わせた概算でしかないのですが、これによりますと、平成 27 年度までで計画で予定していてまだ残っていると言いますか、そちらをもし工事するとすれば、大体、全部合わせて雑駁ですけども 7,800 万円くらいになるかと思います。

○小貫委員

それで、今度、会計で一般会計からの繰入額なのですが、過去 5 年間の収入済み額の推移を説明してください。

○（建設）越智主幹

一般会計からの繰入金ということでございますけれども、過去 5 年間、平成 23 年からなるのですが、23 年であれば約 2 億 6,700 万円、24 年度が約 2 億 9,500 万円、25 年度が 3 億 2,100 万円、26 年度が 9,600 万円、27 年度が約 8,000 万円くらいという形になっております。

○小貫委員

それで、減少傾向というのが、今、聞いてわかったのですが、この理由は何なのでしょう。

○（建設）越智主幹

これにつきましては、いわゆる公債費、その金額が減少してきているということが大きな要素と考えております。

○小貫委員

先ほど、大体未実施の分に当たる 7,800 万円くらいだという答弁でしたけれども、その前になぜ未実施なのかといたら、先にやるのが出てきたのだという話もありましたが、ただ、この 7,800 万円というのがいきなり来ないために計画をつくったのだと思うのですよね。それで、現在、平成 24 年、25 年の計画したものが行われていないという状況なのですが、予算計上の段階で、こういった未実施の分というのは計上しなかったのでしょうか。

○（建設）越智主幹

予算計上はしてはしておりましたが、いろいろな財政の予算組みの中で、特別会計の予算の中のほかの事業との見合いの中で予算づけされてこなかったということでございます。

○小貫委員

予算要求をしたけれどもということでいいのですよね。

そういう中で、来年度どういう計画でいくのか、原課としては、その辺はいかがなのでしょう。

○（建設）越智主幹

来年度につきましても、所要の全部を一度にやるのはなかなか難しいとは思っておりますけれども、また予算計上した中で実施していきたいというふうに考えております。

○小貫委員

それは、今まで単年度でやる予定だったものを少しふやして、計画に追いついていくようにするというところでよろしいのでしょうか。

○（建設）越智主幹

なるべく少しでも追いつくような形で予算要求していきたいというふうに考えております。

○小貫委員

それで、もう一つが突発的に出てきたのがあったので、いろいろあるのだという話もあったのだけれども、本来そういう突発的なものが出た場合というのは、別に予算組みをするというのがこの長寿命化計画の趣旨なのではないでしょうか、その辺はどうなのですか。

○（建設）越智主幹

今のお話なのですが、例えば長年使っていて、水道のポンプですとかそういったものが急に破損するような状況などが起きてしまうということとかがもし発生しますと、そちらを先に優先して工事しなければならない

等々、そういうことでそういう突発的なものについては予算計上してやるということがなかなか難しかったという部分もございます。

○小貫委員

やはり先ほど長寿命化計画に合わせるようにしていくという話でしたので、これから実際に住んでいる方としては、いや、そろそろうちのところも量が来るはずなのだけれどもと思っていたら、来なかったということが余り起きないように、ぜひ財政とも協力していただきたいと思います。

◎石狩湾新港について

次に、石狩湾新港に行きたいと思います。

まず、北防波堤の延伸工事なのですが、平成 27 年度に実施した工事の内容について説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

北防波堤工事の平成 27 年度に実施した内容につきましては、防波堤の本体工でありますケーソン 2 函を据えつけたことが主な工事内容となっております。

○小貫委員

ケーソン 2 函ということで、メートルで答えていただけると。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

1 函が 25 メートルですので、50 メートルということになります。

○小貫委員

この平成 27 年度までの延伸工事の状況を工事の種類別に説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

平成 27 年度までの工事種別ごとの状況につきましては、本体を支える基礎工としまして、地盤改良が約 100 メートル完了しております、本体工としましては、先ほどお話がありました、ケーソンの据えつけ 2 函ということで、延長にして 50 メートルが完成しているというところであります。

○小貫委員

たしか平成 24 年から地盤改良が始まりましたけれども、27 年度までで、まだ上部工すら手をつけられていないという状況だと思います。それで、やっと 50 メートルということで、4 年間でここまでしか進んでいないのですけれども、それで 400 メートルというのが最終決着ですから、あと 6 年で 400 メートルまでやるといったら、これから単年度の費用負担というのが、もしこの期限が決まっているとしたら、ふえていくのではないかという心配があるのですけれども、この辺はどのように考えているのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

現時点におきましては、石狩湾新港管理組合から将来の計画については聞いていないところでございますけれども、工事完了が平成 30 年代前半ということでございますので、今後の進捗状況と工事の施工量に鑑みて計画を練っていくものかというふうには考えております。

○小貫委員

それで、この延伸工事というのは西ふ頭のためにやっているというのは何度も言っているのですけれども、この西ふ頭が供用開始になった翌年、平成 19 年ですけれども、その年と 27 年の各埠頭ごとの貨物量について比較して説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

埠頭ごとの貨物量の比較につきましては、平成 19 年は花畔ふ頭で 60 万 4,000 トン、樽川ふ頭で 89 万 1,000 トン、中央ふ頭で 104 万 4,000 トン、東ふ頭で 28 万 2,000 トン、西ふ頭で 137 万 8,000 トンで、27 年は、まだ統計年報が現在整理中ということですので、前年の 26 年ということでお答えさせていただきますけれども、花畔ふ頭で 61

万 5,000 トン、樽川ふ頭で 74 万 4,000 トン、中央ふ頭で 265 万トン、東ふ頭で 26 万 9,000 トン、西ふ頭で 107 万 3,000 トンでありまして、合計で 19 年に比べて 26 年の貨物量は、約 3 割程度増加しているという状況にあります。

○小貫委員

それで、平成 27 年の数字が出ていないので、26 年と 21 年から 25 年の 5 カ年の平均で、各埠頭ごとの貨物量の比較はどうなるのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

平成 26 年の値と 21 年から 25 年の 5 カ年平均との埠頭ごとの貨物量比較についてですけれども、花畔ふ頭は 61 万 5,000 トンに対しまして 51 万 3,000 トン、樽川ふ頭は 74 万 4,000 トンに対して 56 万トン、中央ふ頭は 265 万トンに対して 128 万 3,000 トン、東ふ頭は 26 万 9,000 トンに対し 26 万 4,000 トン、西ふ頭は 107 万 3,000 トンの対し 115 万 4,000 トンということで、中央ふ頭は約倍増しております。それ以外の埠頭についてもおおむね増加しているという状況にあります。

○小貫委員

今、主幹は「おおむね増加している」という表現を使ったのですけれども、中央ふ頭で扱っている LNG と、これを除けば私は大体横ばいだと、平成 19 年度も含めて考えればば横ばいと。花畔ふ頭が伸びているのもコンテナが伸びているわけであって、一般貨物からしてみたらそれほどでもないという現状からすると、しかも西ふ頭は減少傾向だと。あれだけたくさん金かけてつくったはいいけれども、結局王子エフテックス株式会社の船しかつかなくて木材チップしか大体なくて貨物量が減っているというのがこれまでの状況だと思うのですけれども、このような新港の港湾整備の成果を市としてはどのように判断をしているのかお答えください。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

新港の港湾整備につきましては、この間、港内の安全な荷役、それから係留を確保するために今お話ししました北防波堤の延伸工事ですとか泊地のしゅんせつなどを行っておりますので、施設整備を着実に実施していくことによって、石狩湾新港における貨物量の増加というものを目指していくもののかなということでは認識しております。

○小貫委員

そして、今度、予算との関係なのですけれども、平成 23 年度から 5 年間、石狩湾新港の北防波堤工事の当初予算額と最終補正額及びその差額と比率について説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

北防波堤の工事の件ですけれども、平成 23 年度からの 5 年間で当初予算と最終予算額及びその差額と比率ということで事業費ベースで順番に申し上げますと、23 年度は 9 億円、5,000 万円、8 億 5,000 万円、6%、24 年度は 9 億円、6 億 4,000 万円、2 億 6,000 万円、71%、25 年度は 9 億円、7 億 2,800 万円、1 億 7,200 万円、81%、26 年度は 22 億円、7 億 8,920 万円、14 億 1,080 万円、36%、27 年度は 20 億円、7 億 500 万円、12 億 9,500 万円、35% ということになっております。

○小貫委員

近年、ゼロ国債も加わっていますので比較的差額は少なかったのですけれども、それでもその前は相当な予算との乖離というのが生まれてきていたわけですが、予算と決算が乖離する主な理由、これについての説明と、このような予算編成について、市として予算編成のときに何か意見を言っているのでしょうか、この辺はいかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

この差額につきましては、最終予算額は道内港湾の全体を見据えまして、国からの予算配分により示された額ということでもあります。

市としましては、予算編成において、できる限り合理的に予算計上を行って母体の負担金の軽減に努めてもらう

ように要請をしているところであります。

○小貫委員

それで、北海道との関係なのですけれども、港湾振興ビジョンというのを北海道が平成 26 年に見直しをかけました。このビジョンに基づいて、26 年と 27 年、北海道がどんなことを港湾管理者と行ったのか説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

北海道が作成しました港湾振興ビジョンにおきましては、北海道と港湾管理者で構成します北海道港湾連絡協議会の場などにおいて情報の共有ですとか、今後の港湾振興に資する取り組みの検討を行うということで記載はあるところでありすけれども、見直しを行った後、平成 27 年度以降はいろいろと検討の部分があって、まだ開催されていないということでは聞いております。

○小貫委員

まだ開催されていないということなのですけれども、重大なのは、平成 27 年度というのは、石狩湾新港の港湾計画が改訂されたわけですね。そこで今、小樽も港湾計画をつくろうとしているときに北海道は何だかんだ言って調整するのだとか言っておきながら、何もやっていないということではよろしいのですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

このビジョンにおきましては、具体的に定期的開催するという点では記載されていないことではございます。ただ、港湾計画の改訂等におきましては、北海道も各港湾の状況だとかを確認しつつ、国の意見などを聞きながら、調整という立場ではいろいろ動いているものかなということでは認識しております。

○小貫委員

議会で私も何度か言っていますけれども、結局、北海道が港湾管理者として入っている苫小牧港と石狩湾新港にはどんどん投資が行くけれども、それ以外の港湾については非常に冷たいと。この間、石狩湾新港で今度ガントリークレーンを新しく 1 基つけるのだといったら、北海道経済全体のために港湾整備は必要なのだというのですよね。それだったら北海道単独で金を出してくれという話だと思うのですけれども、きちんとその辺は北海道と石狩湾新港と厳しく対応して、無駄な公共事業の投資がないようにしていただきたいと思います。

◎学校給食の残食率について

学校給食の残食率についてというところで質問したいと思います。

平成 26 年の決算特別委員会で、私は学校給食センターが稼働したのだけれども、ところが今までできていた残食調査が行われていないのではないかと、こういうことを指摘した記憶があるのですが、そして確認したら、27 年度は行ったということで聞いているのですが、この状況を説明してください。

○（教育）学校給食センター副所長

残食率の調査でございますが、小学校 1 校の 3、4 年生を対象に、平成 27 年 12 月 7 日から 11 日までの 5 日間にわたり、学校に出向きまして調査を行いました。この間の平均残食率につきましては 20.7%で、特に残食が多かったものとしましては、コップパンや大豆のサラダという結果でございました。

○小貫委員

1 校でしか実施できなかったというのは、市内の小学校結構あると思うのですけれども、何で 1 校だけだったのでしょうか、この辺はいかがですか。

○（教育）学校給食センター副所長

当日、全てのおかず、御飯、主食なりおかずなり牛乳なりについて実際にはかって調査をしたということもございますので、1 校にとどまってしまったということでございます。

○小貫委員

1 校だということなのですが、この調査結果、それだったらこの 1 校だけの調査ですけれども、どのようにして

分析して、今後の献立なんかで改善が必要だと考えることが何かあったのかどうか、その辺いかがですか。

○（教育）学校給食センター副所長

この調査結果を踏まえ、また各学校の給食担当者から実際に児童・生徒の給食中の様子についての意見をいただいておりますので、そういったものを踏まえまして、残食の多い献立をやめてしまう、残食の少ない献立に差しかえてしまう、そういった対応ではなくて、例えばですけれども、コッペパンのときには肉団子などを挟んで食べられるようにするなど、主食とおかずの組み合わせを工夫する、こういったことを挙げたりとか、さまざまな献立編成など改善に努めているところでございます。

○小貫委員

平成 27 年度はそうだったと言うのですけれども、参考に 28 年度はどうだったかというのを、もし押さえていましたら答えていただけますか。

○（教育）学校給食センター副所長

今年度、まだ未実施でございますので、これから対象校と日程調整等を含めまして、その結果、残食率の調査を実施する予定でございます。

○小貫委員

それで、今、学校給食センターとしても食育講座も取り組んでいると思いますけれども、この調査した学校というのは、この食育講座も受けていたのでしょうか、その辺いかがですか。

○（教育）学校給食センター副所長

該当の小学校につきましては、栄養教員による食の指導、これを実施しているところでございます。

○小貫委員

以前質問したときに、食育講座とほかの調査との連携もとったほうがいいのではないかと、あのときは学習状況調査の朝食の食べる割合と連動して食育講座を受けているところと受けていないところでどのような変化があるのかというのをつかんだほうがいいのではないかと質問もしましたけれども、今回この残食調査とやはり食育講座を受ける前、受けた後という、そういうことの連携も必要ではないかと思いますが、その辺はいかがでしょう。

○（教育）学校給食センター副所長

昨年の調査結果と、今回これから残食調査を行う予定なのですが、現在、該当の小学校につきましては、食の指導とともに食育の授業、これを全学年で実施する予定でございますので、そういったものの後に調査を行って、比較をしてみたいというふうに考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がありますので少々お待ちください。

（理事者入退室）

新風小樽に移します。

○中村（岩雄）委員

◎認知症対策について

それでは、認知症対策について、まずお伺いをしていきます。

平成 25 年第 3 回定例会で認知症に優しいまちづくりについてということでいろいろと提言を含めて質問をさせていただいたわけですが、27 年度の決算に当たりまして、それらに関連する事柄で進展している部分もありますし、まだまだ実現していない部分もあるのですが、それらも含めて確認、そして質問していきたいと思っております。

まず、認知症に関する協定を医薬品メーカーと結んだとお聞きをしているのですが、この協定内容について説明

していただきたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

認知症の関係の協定の件ですが、医薬品メーカーのエーザイ株式会社と平成 27 年 3 月 30 日に認知症になっても安心して暮らせるまちづくり協定というものを締結しました。この事業としては、27 年 4 月 1 日からということでございます。

この目的につきましては、認知症の重症化予防による市民の健康的な生活の実現を図ることとしまして、事項としましては、市民に対して認知症施策に関する普及啓発を行うとともに受診を勧奨する活動、その具体的な中身としましては、認知症にかかわる普及啓発ポスターの掲示ですとか講演会等の開催、そういったものへの関係協力をさせていただくということで取り交わしたものでございます。

○中村（岩雄）委員

具体的にはポスターの制作だとか講演会の実施なのですね。もう少し具体的にポスターなんかというのは全市的に配って周知をするようにされたのでしょうか。

それから、講演会の具体的な内容、どういう方々が対象で、一般市民なのか、どういう方々がこの講演会で集まったのか、どれくらいの数が集まったのか、それからこの事業についてのお金もかかることです、予算がかかることです、これらは全てエーザイ株式会社で持たれたのでしょうか、その辺をお知らせください。

○（医療保険）介護保険課長

まず、ポスターなのですが、こちらにつきましては、平成 27 年 9 月に記念講演会というものを開いたのですが、その講演会のポスターをつくってもらったというものになります。講演会なのですが、世界アルツハイマーデーというのが 9 月 21 日にありまして、その時期に合わせて、小樽市世界アルツハイマーデー記念講演会というものを 27 年には開催しました。これは、一般市民ですとか認知症に関心のある方ならどなたでもということで開催させていただいたものでございます。

参加者につきましては 270 人ほど、このときには参加していただきました。

また、事業につきましては、共催という形でエーザイ株式会社と小樽市と、あと小樽認知症の人を支える家族の会の三者が共催となりまして、あとほかいろいろ講演もいただいたものでございます。この講演会に係る費用負担につきましては、ポスターですとかチラシの作成、あと講演の講師への謝礼ですとか、そういったものは全てエーザイ株式会社が負担するというような形になってございます。

○中村（岩雄）委員

それでは、ここで市が関与したというか、市が行った部分というのはどういう部分になるのですか、会場の提供ですとか、そういうことですか。

○（医療保険）介護保険課長

この部分でいきまして、市が関与した部分でいきますと、企画立案の部分で何度かこの三者で協議を重ねた部分ですとか、あと会場につきましては、小樽経済センタービルを、このときは大ホールを使いましたので、場所の提供というものは特になのですが、あとは、実際、当日の人員整理ですとか、ポスターを張るとか、垂れ幕を張るとかそういった部分の人員的な部分で市の職員、私どもが関与したというような形になっています。

○中村（岩雄）委員

あと、小樽認知症の人を支える家族の会も共催ということですね。この方々が果たした役割というのは何かありますか。

○（医療保険）介護保険課長

この記念講演会そのものは、この小樽認知症の人を支える家族の会が、こういう共催をとる前から、もう長年されてきたものなのです。そういう意味では、先ほど言いました企画立案の部分には、そういった小樽認知症の人を

支える家族の会がこれまで積み上げてきたものを尊重しながらやってきたものでありますので、そういった参画会議のところには、そういう役員の方に入っていました。

また、当日も受付ですとか、いろいろな資料をお配りするとか、そういったものは市も何人か、どちらかというところとサポーター的な役割になりまして、主体的にいろいろやっていただいているのは、この家族の会の役員の方々が多数出てきてくださって、手弁当でやっていただいたというような、そういう形になってございます。

○中村（岩雄）委員

この講演会なりを開いたということですが、当日、会場にいらした方々の反応なんかというのはどうだったのですか。何か意見を聞いてみただとか、何かそういうチラシの中に意見を吸い上げるような、感想を吸い上げるような何かそういうものはあったのですか。

○（医療保険）介護保険課長

この講演会の開催につきましては、そうした工夫をとってなくて、開催終了とともに皆さん、帰っていったものですから、生の声といいますか、感想をお聞きするということはしていなかったものです。ただ、参加された方は人数も多くて、皆さん、好評で帰られていったと受けとめていました。

○中村（岩雄）委員

聞くところによると、ほかの自治体でもエーザイ株式会社とのその協定を結んで事業実施をしているということ、これは本当なのですか。

○（医療保険）介護保険課長

今、直近のそういう正確な数字とかは手持ちでないのですが、小樽と似たような協定を結んだ自治体が 11 例目というように報道などでされたところなのです。道内でいきますと、札幌市、函館市、石狩市ですとか苫小牧市、あと釧路市など、その他にもいろいろ提携は十四、五を超えているかと思うのですが、そういった協定を結ばれていますし、全国的にいきますと横浜市ですとか千葉市、神戸市といった市も同種のこういった協定を結んで、いろいろ認知症のこういう施策に取り組まれているというように把握しております。

○中村（岩雄）委員

各自治体ごとで、何か特色のある事業ですとか、同じような事業、講演会なりをやっていると思えばいいですか。それとも、今、言ったように各自治体ごとの特色あるような何か事業などというのはあるのでしょうか。小樽の場合は、それらの他自治体と比べてどうなのか、その辺お答えください。

○（医療保険）介護保険課長

他市との比較といいますか、その部分、きちんと調査ですとか確認したことは、これまでなかったものですので、そういった今の状況を把握していないものです。申しわけありません。

○中村（岩雄）委員

それで、この協定の期間などというものはあるのですか。例えば毎年実施していくですとか、5 年とか 10 年とか協定の期間的な何かがあるのか、その辺はどうですか。

○（医療保険）介護保険課長

協定書のつくりとしましては、基本的に 1 年ごとなのです。自動更新という形で延長という形になっておりまして、基本的にはエーザイ株式会社がこういう協定の御協力をいただける間というような、一つの目安としては、この普及活動が持っていた目的が達成されたときというような協定を結んだときにお話があったようなのですが、はっきりいつまでというようなことをうたっているものではないです。

○中村（岩雄）委員

それで、平成 27 年度の事業をやってみて浮かび上がってきた反省点みたいなものというのは何点かあったみたいなのですけれども、その他ありますか。

○(医療保険)介護保険課長

市として始めたのが平成 27 年が 1 回目で、ことしも同様の内容で、また少し中身を変えたりとかで 2 回目をやっているところで、そういう大きな事業としては、まだ年に 1 回こういうアルツハイマーデーの時期に、こういう講演会的なものを開いているにとどまっているところですので、今後またいろいろお知恵をかりながら、もう少し事業を進めていきたいと思っているところであります。

○中村(岩雄)委員

◎認知症サポーターの養成について

それでは質問を変えまして、認知症サポーターの養成について、平成 27 年度事業をやっていると思いますけれども、このサポーター養成の 27 年度の実績など、これについて説明してください。

○(医療保険)介護保険課長

2 種類ありまして、主に認知症の方を正しく理解して地域で実践していただくという、そういう方、住民を養成する認知症サポーター養成なのですが、平成 27 年度は 26 回で 816 人の方に受講していただきました。

○中村(岩雄)委員

これまででトータルでどれくらいの方がこの養成講座を受けられていますか。

○(医療保険)介護保険課長

平成 27 年度末までで、認知症サポーターの数としましては 6,977 人で、あと認知症サポーターを養成するための講師役になるという登録としてキャラバン・メイトというのがあるのですが、そのキャラバン・メイトの登録数 256 名を合わせますと、全体で 7,233 名となっております。

○中村(岩雄)委員

この事業も年々サポーターがふえていくということで、これからますます認知症の数もふえていく、その予備軍なんかもいるわけですが、有効に機能していただきたいというか、効果を上げていただきたいのですが、養成されたこのサポーター、具体的にはどのような仕事、活躍をしているのですか。

○(医療保険)介護保険課長

この認知症サポーターの方々というのは、実際もう既に例えば金融機関ですとか、介護の事業所で働いている方だったり、あとコンビニエンスストアの店員の方々に受けていただいていることですので、それぞれの場面でそういう方と接しているときの対応ですとか心構えとかを、こういう養成講座を通して実践に結びつけていただいているというように認識しております。

また、小学校ですとか中学校でも総合事業などの取り組みで、この養成講座等も受けていただいているところもございます。

○中村(岩雄)委員

それで、この事業も平成 27 年度終了時点での反省点みたいなものというのはありますか。

○(医療保険)介護保険課長

サポーター養成講座というのを申し込んでいただいているわけで、あらかたそれに対してこちらも応えることはできているかとは思いますが。

また、随時そういった受けた方の何か御意見を頂戴したときにはと思っているのですが、今時点で何が反省点というのがないもので、お答えは難しいところです。

○中村(岩雄)委員

養成講座自体は、1 日で終わってしまうものですか、それともある程度日程的に何日間か組んで行われるものなのですか、その辺の内容についてお知らせください。

○（医療保険）介護保険課長

養成講座そのものは、1 日の中の時間的には 1 時間から 1 時間半です。

○中村（岩雄）委員

引き続き、これからますます認知症の方、予備軍ふえていきますので、その他の事業も含めて、しっかり頑張っていたきたいと思います。

◎人口減対策・少子化対策について

それでは次、人口減対策、特に少子化対策についてお尋ねしていきます。

これも平成 26 年第 4 回定例会の代表質問で触れさせてもらったのですが、まず幾つか具体的に聞いたわけですが、その中で、まず、人口減対策、少子化対策に効果があるだろうと思われる働く場の確保、これを例えば新しく起業する方々なんかもいるわけですが、そういうことも含めたそういう方々に対するいろいろな支援策、こういうことを含めて 27 年度でどのような事業をされましたか。

○（産業港湾）荒木主幹

私からは、起業に向けた支援策の事業ということで、ひとつお話ししたいと思います。

起業を支援する事業としまして、商業起業者定住促進事業というのがございます。この事業につきましては、概要ですけれども、商店街ですとか、あとは市場などの空き店舗におきまして、卸売りですとか小売業ですとか飲食業、それからサービス業など起業しようとする中小企業の方に対して研修受講費用ですとか、お店の家賃の助成をするということで起業を促進して、本市での定住を促進することを目的とした事業でございます。この助成制度を利用するに当たりましては、起業や経営に関する基本的な知識などを事前に小樽商人塾ですとか中小企業大学校旭川校の主催する研修を受けていただくということが要件になっているところでございます。

助成金額につきましては、対象経費の 3 分の 2 ということで研修の受講料ですと限度額が 3 万円、それから賃貸店舗の家賃につきましては月額 5 万円を上限としまして、助成期間は 1 年間ということになっているところでございます。

○中村（岩雄）委員

起業に関しては、そうですね、働く場の確保。

次に、子供を生みやすい環境づくり、これも非常に重要になってくると思います。子育て支援ですとか、あるいは福祉の部分で平成 27 年度で行われた事業、これらについて説明してください。

○（福祉）主幹

ただいま御質問の生みやすい環境、また安全に出産できる医療環境づくりに資するために、小樽協会病院に対する補助金として周産期医療支援事業費補助金 445 万 9,100 円を執行いたしているところでございます。

○中村（岩雄）委員

小樽協会病院も、今、産科はストップしている状態ですので、引き続き、協議会での進展を願っております。

それから、若者が、例えば学校を卒業した子供たちが市外へ出ていってしまう。地域、地元に着住するためのいろいろな施策、これの事業も必要だと思うのですが、これについて。

それから、子育てのための環境づくり、これについて平成 27 年度でどのような具体的な事業を行われたのか。

最後に、人口対策、特に少子化対策も含めて総括的に出生数を上げて小樽も取り組んでいかなければならないわけですが、その辺も含めてお聞きをしておきます。

○（産業港湾）商業労政課長

若者の地元定着の関係で、私から説明をさせていただきますけれども、本市におきましては、若者の地元定着のための事業といたしまして、平成 27 年度につきましては、労働者地元定着事業、これは決算額が 17 万 9,051 円となっております。

また、女性、若年者の地元定着を目指した人材育成事業、これは決算額 2,601 万 2,915 円、こういった事業を実施したところでございます。

具体的な事業内容につきましては、労働者地元定着事業につきましては、いわゆるミスマッチの解消ですとか、そういったことを目的としまして企業説明会を実施しております、業種ごとの現況ですとか業務内容、企業が生徒にどんなことを求めているのか、そういったことを話し合う場を 18 団体に参加していただいて、また市内の 8 校、高校生 116 名、進路担当の教員 14 名などが参加しまして、昨年 6 月に企業説明会を開催したところでございます。

また、女性若年者の地元定着を目指しました人材育成事業につきましては、市内の企業のホープ・ワンに委託をしまして実施しておりますけれども、このホープ・ワンで研修生として延べ 14 名を雇用して、実際にパソコンですとか語学などの座学研修ですとか、あと観光物販関係の企業などでの実務実習、こういった研修を実施しております。こういった研修を通じまして、実際に先ほど述べました雇用した述べ 14 名のうち、13 名の方が実際に市内企業への就職、雇用に結びついたところであります。

また、このほか高校生の就職のスキルを向上するための支援事業、高校生就職スキルアップ支援事業というのも実施してございまして、高校生が希望する地元企業への正規雇用にしっかりとつなげると、そういった取り組みも実施しながら、若年者の地元定着に努める、こういった事業を展開したものでございます。

○（福祉）子育て支援課長

子育て支援課関連の事業についてお答えいたします。

まず、国の制度になりますけれども、幼児期の学校教育、保育、それから地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図るため、子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月からスタートしております。本市では、この新制度に基づきまして私立保育園、認定こども園、それから新制度に移行した幼稚園、それから小規模保育事業所に対しまして、教育・保育給付費負担金を支出しておりますほか、放課後児童クラブや保育所等での一時預かり事業などの事業を地域子ども・子育て支援事業として実施して、子育て世代をサポートしてございます。

○（総務）企画政策室富樫主幹

出生率を向上させるための総括的なお答えということでございますので、私からお答えをさせていただきたいと思っております。

出生率を向上させる取り組みといたしましては、やはり結婚支援であったりとか妊娠・出産のための環境整備であったり、子育て支援であったり、子育て世代の経済的負担の軽減であったり、雇用環境の改善であったり、職場環境の改善など多岐にわたっているというような状況でございます。

人口減少は本市の最重要課題でありますものですから、今、各部で御説明があったとおり、施策間連携により、効果的・効率的な関連施策の実施を心がけてまいりたいと考えております。

実際に出生率を上げるためには、妊娠から出産あるいは子育てまで、各段階において支援が必要と考えてございますので、財政的な状況も考慮しつつ、効果的な負担軽減の手法を研究してまいりたいというふうに考えております。

○委員長

新風小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は追ってお知らせいたします。

休憩 午後 4 時 45 分

再開 午後 5 時 14 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井（隆裕）委員

日本共産党を代表いたしまして、議案第 7 号ないし議案第 20 号について、不認定の立場で討論を行います。

詳細については、本会議で述べます。

議案第 7 号平成 27 年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定についてです。

いわゆるマイナンバー制度は、日本で暮らす全ての人に番号をつけ、全国民の個人情報を一元的に把握することを可能にし、社会保障などの締めつけと、税、保険料の徴収強化につながるものです。

さらに、個人情報の流出の危険性が今後さらに増す可能性があることから許されません。

また、石狩湾新港への過度の投資も続けられています。

さらに、並行在来線の経営分離を前提とする整備新幹線の推進は行うべきではありません。

また、2015 年度は比較的少雪ではありましたが、事実上の除排雪抑制が行われました。市は今後も必要な時期、必要な箇所を総合的に判断し、除排雪を実施していく方針としていますが、市民だけではなく町会からも要望が出ている除排雪を行わず、融雪を待つ路線が発生していたことは重大です。

議案第 11 号平成 27 年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

高過ぎる国保料が国民を苦しめています。国民健康保険事業運営基金は、決算年度中に 2,149 万円積み増しし、1 億 8,244 万円となりました。国に対して国庫負担の引き上げを強く求めていくと同時に、当面は基金の活用等で保険料の引き下げを行うべきです。

議案第 12 号平成 27 年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画ですが、計画どおり進められていません。また、駐車場の使用料に消費税をかけることも問題としてきました。

使用料収納率向上対策事業についてですが、民間に丸投げし、補助を出すことを行政がすべきではありません。

議案第 13 号平成 27 年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

本来、本事業の赤字の責任は、簡易水道事業を進めてきた北海道にあります。北海道が赤字を補填するとともに地下水利用企業にも利用を働きかけるよう強く要請することを求めます。

議案第 14 号平成 27 年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

保険料はいや応なしに年金から天引きされ、さらに 2 割負担になったことによってサービスを減らしている人もいます。保険料を引き下げるために基金を取り崩すことを求めるとともに、国に対しても国庫負担の引き上げのみならず、これ以上の制度改悪をさせないことを求めることを要求します。

議案第 16 号平成 27 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

日本共産党は、従前から後期高齢者医療制度は、その仕組みとして後期高齢者の人口と医療給付費が増加すればするほど保険料値上げに直結しており、受診抑制をもたらす最悪の医療制度であると指摘してまいりました。一日も早く廃止し、高齢者が安心して医療が受けることができる制度に転換するべきです。

議案第 17 号平成 27 年度小樽市病院事業決算認定についてです。

DPC は、病気ごとに検査、投薬、入院などの料金を一括した定額払いとするものであり、在院日数をできるだけ短くして患者の回転を早くするほど収入増となる構造上の問題点が指摘されています。

議案第 18 号平成 27 年度小樽市水道事業決算認定について、議案第 19 号小樽市下水道事業決算認定についてです。

基本水量に達しない世帯の料金の見直しや基本料金の改定など市民負担の軽減を行うべきだと、これまでも指摘しています。

残りの議案に関してであります。日本共産党は、公共性の高い事業について消費税をかけることにこれまでも反対してまいりました。消費税の転嫁をやめるべきです。

以上を申し上げ、討論いたします。

○鈴木委員

自由民主党を代表し、議案第 7 号平成 27 年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について、不認定の立場で討論いたします。

参与という嘱託員の任用について、当決算特別委員会の議論を踏まえると不適切であったことは以下をもって明らかです。

第 1 に、市長みずからの後援会幹事長代行であった者を、議会へ報告も、新たな条例の設置や規則の制定もないまま突然市の嘱託員として任用し、論功行賞ともとられかねない人事、人選であることへの懸念が払拭されないこと。

第 2 に、任用手続における起案の代決、起案書類への決裁後の加筆など、通常では考えられない瑕疵があるなど、手続における曖昧さが払拭されていないこと。

第 3 に、任用根拠は、参与が市政全般にかかわるアドバイザーという位置づけで、特に市長は、除雪の改善は公約の中で最重要の項目で、その公約実現のために参与の持つ専門的な知識及び経験を必要としたためとあったが、参与が、市長の言う専門的な知識及び経験をいつ、どこで市長が認知したのか、そして参与としての任用をいつ判断したのか説明できず、その専門的な知識と経験は、具体的にどのようなもので、客観的に証明されているとは言えないこと。

第 4 に、任用にかかわる報酬の歳出根拠が余りに外国人 A L T、臨床心理士など奇想天外な論拠に基づくこと。

第 5 に、参与みずからが報告書に記載しているように、リーダーシップを発揮できなかったなどと、本来アドバイザーに必要な権限を持っていると自分の立場を誤解し、除排雪対策組織を混乱させたこと。

第 6 に、参与のなした仕事を市長が任用根拠に挙げた専門的な知識及び経験が生かされたことによりなし得たと、客観的にも証明できないし、結果も出せていないこと。

最後に、平成 27 年第 3 回定例会において、設置条例を否決され、予算は 6 月 10 日からの参与の報酬を認められず減額修正されました。議会意思として参与を任用し始めた 6 月 10 日までさかのぼって参与の必要性を認めず、この状況下においても流用という手法をとり任用し続けたことは、市民の負託を受けた議会の意思を軽んじ、二元代表制の意義をも踏みにじるものです。

詳しくは本会議で述べますが、以上のような理由により、議案第 7 号は不認定といたします。

○齊藤委員

公明党を代表し、議案第 7 号平成 27 年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について、不認定の立場で討論を行います。

平成 27 年第 3 回定例会に提案された小樽市一般会計補正予算案は、そのうち平成 27 年 6 月 10 日から 9 月 30 日に至る嘱託員としての参与の報酬 113 万円及び 10 月 1 日以降、委嘱される予定だった非常勤の参与の報酬 107 万 8,000 円のいずれもが、その全額を減額修正されて平成 27 年 9 月 25 日可決されました。そもそも平成 27 年 6 月 10 日から任用された森井市長の後援会関係者である嘱託員としての参与は、前日の 6 月 9 日、秘書課長により、その新設と任用が起案され、職員課長、総務部次長が決裁を拒んだため、総務部長が代決を行うという異常な決裁手続により、同日付で決裁され、またその報酬は算定根拠も全く示されることなく、同じく 6 月 9 日に秘書課で起案された予算流用要求書により職員の臨時雇用者賃金から秘書課の嘱託報酬へ節間流用の方法により 357 万 2,632 円が、あえて議会の関与を避けるこそくな方法によって予算措置されたものであります。

普通地方公共団体の長が、その議会が当該事業の実施を否定して予算から削除した事業の費途に充てることを目

的として予算流用の方法を用いてする予算執行は違法であり、そのための財務会計行為も同様に違法との判断があります。

また、目節間の流用は原則禁じられてはいないとはいえ、無制約に許されるわけではありません。すなわち目節間であっても、その流用を無制約に許せば議会に与えられた予算議決権を一部空洞化することになり、議会による予算統制を定めた地方自治法の趣旨にも反することになります。

さらに、普通地方公共団体の長が当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行しなければならないという手続を定めた意味をも失わせることにもなります。

平成 27 年 9 月 25 日の議決で示された議会意思においては、平成 27 年 9 月 30 日以前、10 月 1 日以降という期間の表示はあくまで一応のものであり、期間のいかんにかかわらず、嘱託員としてであろうと非常勤職員としてであろうと、参与の任用という事業の実施の全体を否定した趣旨であります。今回の場合、既に流用により措置されていたものであって、改めて流用の方法を用いたものではないにしても、予算に残金額があるからといって、従前の参与の任用を継続することは、議決という形で示された普通地方公共団体の意思決定に反しており、議会が明確に否定した事業の実施を目的とする予算の執行であり、平成 27 年 9 月 26 日から平成 28 年 3 月 31 日に至る参与の任用と、それにかかわる支出は、全て議決を欠いた執行行為となり、地方自治法第 96 条第 1 項 2 号及び同法第 220 条第 1 項に違反し、違法、無効と断ぜざるを得ません。

これらの行政行為の瑕疵については、全て市長の指示によるものであり、重大であります。みずからの後援会関係者を全く恣意的に何の根拠もなく高額な報酬を定めて、議会の関与を殊さらに避けた森井市長のお手盛りの任用は、まさに言語道断であります。その 10 日前に異動された元総務部長は論外と表し、当時の総務部次長、職員課長がともに決裁を拒まざるを得なかったほどの異常な任用が強行されたことに驚きと憤りを禁じ得ません。

さらに、今年 8 月 9 日の総務常任委員会においては、昨年 5 月 21 日に、当時の職員課長に手渡されたいわゆる森井原案の当初段階から参与の名前が盛り込まれていたことが明らかになりました。昨年 6 月 1 日に森井市長が就任 1 カ月で初めて行った管理職人事が、能力の実証を欠く地方公務員法第 15 条に違反する違法、不正な人事であったばかりでなく、公約実現などは名ばかりで、みずからの市長選挙での後援者を優遇するという極めて個人的な下心を実現するため、かつそれを思いとどまらせようとおのれを顧みることなく進言した、当時の総務部の人事にかかわる中枢を全て異動させるという非民主的、ファッショ的な独断人事であったことが明らかになったのであります。

以上の理由から平成 27 年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定については、不認定の態度を明らかにし、各委員の賛同を呼びかけて討論といたします。

○面野委員

民進党を代表して、議案第 7 号平成 27 年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について、不認定の立場で討論をさせていただきます。

参与について、市長に何度も問うてきました。そのたびにあなたはずっと違法ではないとおっしゃっています。当然、責任もないとおっしゃっているのでしょう。しかし、住民監査請求や裁判になり、その結果が出た場合、そのときは責任をとるのでしょうか。我が会派は、この参与の任用の段階から違法と指摘しています。これは何かというと、ある意味ではあなたが違法でないとおもうと、私たちが違法と言おうと、ある場所で判断が下されるのです。そのために、今この決算を認めることができないということが、議員、そして私たち会派として責任ある判断だと思えます。

詳しくは第 4 回定例会の場で述べたいと考えています。委員各位の賛同を求め、討論とさせていただきます。

○中村（岩雄）委員

それでは、新風小樽の不認定の討論を行います。

まず、ハローワークに募集して任用する通常の嘱託員任用の手法ではなかったこと、決裁の方法が市長の押印、

そして他の職員の押印がないところを総務部長の代決で強引であったこと。

また、除排雪業務における制度設計へのかかわり、そして市政全般のアドバイザーとしての証明が結果としてなされないままで来ていることなど、疑問が残ったままであります。

よって、一般会計決算は不認定を主張し、討論を終えます。

なお、詳しくは本会議で述べさせていただきます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 7 号について採決いたします。

認定とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(起立なし)

○委員長

起立なし。

よって、不認定と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

いずれも認定と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

当委員会におきまして付託されました案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員会としての役割を全うすることができました。これも、ひとえに副委員長を初め委員各位、理事者の皆さんの御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、閉会に当たっての委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。